

本事業は、国が全国的視点に立って、全国レベルの先端的なモデル事業を法律に基づき認定し、補助金の採択を行っているところであり、地域資源活用事業計画の認定申請において、都道府県の意見を付していただくなど、地域の実情を反映できるようなスキームとなっている。

都道府県に認定の権限等を移譲した場合、全国的視点による採択が困難になり、施策の最適化がなされなくなるため、全国水準で他の中小企業・小規模事業者にとってモデルとなり得る事業の確保が困難となり、また、当該モデル事業を全国の中小企業・小規模事業者に対して普及することにも著しい支障が生じる。

また現在、本事業の芽出しを支援する目的のスタート・アップ応援型ファンドとして、「中小企業応援ファンド」が全国44都道府県で造成されており、地域資源を活用した初期段階の取組等を支援しているところである。

さらに、平成25年度の本事業の認定件数は全国で118件あり、約2/3の都道府県は案件が2件以下(そのうち6県が0件)にとどまり、本事業を自治体に移譲して行うことは、行政効率の観点からも著しく非効率である。

以上により、本事業は、引き続き国が事業計画の認定と補助金の採択を行うことが効率的であり、適当である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

都道府県は計画の策定後に求められる意見書程度しか関与できていないため、計画が十分な効果を発揮していないケースが見られる。都道府県が、地域の実情を適切に反映し、産業政策と一体的に計画の認定業務を行うことで、地元の支援等を生かした効果的な計画とすることができる。

国は全国的な視点から評価の準則を定め、都道府県が準則を踏まえた評価基準を設けることで、都道府県においても、全国的な視点での効率的な認定が可能となる。

全国知事会からの意見

・地域産業資源活用への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する地域産業資源活用に係る事業の創出に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 9月3日(水)のヒアリングで説明のあった「国が計画の認定権限を持って広域的な判断をすることによる成功例」を示していただきたい。また、その時点で「調整中」とのことであった改正法案における都道府県の関与・位置付けについてお示しいただきたい。

○ 地域産業資源の指定については都道府県が行うにもかかわらず、その活用に係る計画認定は国が行い、都道府県の関与については法律上の位置付けが弱いので、都道府県が実務上も関与しにくいという実情がある。

そのため、運用改善を行った上で、都道府県がより主体的に取り組み

【国が行う必要性】

・中小企業の景気回復の遅れという足元の景況に加え、少子高齢化と人口減少社会の到来やグローバル競争の激化等、地域経済循環の構造変化に的確に対応するため、地域産業資源を活用した中小企業等の事業活動を支援することにより、地域経済の活性化を通じて我が国経済の安定的かつ持続的な成長を達成す

るという国家戦略的な目的で本法は制定されたもの。

・人口減少により地方が消滅の危機に瀕している危機意識の下、「地方の活性化が成長戦略の最大の柱」として、「まち、ひと、しごと創生本部」を創設し、国を挙げて地域再生に取り組もうとしている中、本法による地域産業資源活用事業の促進については、一層強力かつ加速的に推進していくことが求められている。

・このような状況にあって、国家的課題でもある本法の目的（地域産業資源活用事業の促進により、地域経済の活性化を通じた我が国経済の持続的成長）を達成するためには、域外需要を取り込み、地域経済への波及効果が期待できるモデル的事業を、全国レベルで選定し、広く全国に周知、普及を図ることが必要。そのため、国が、都道府県の意見を聴くことで、地域の実情に配慮しつつ、全国的視点で事業の認定を行う現行の仕組みを引き続き維持することが必要。

・なお、地域産業資源は多様であり、それぞれが各地に偏在しているため、国が一律に指定するのではなく、地域の実態に知見を有する都道府県がこれを行うこととしている。

【運用改善】

・提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点として挙げられている、都道府県の実務上の関与について、上記「中小企業応援ファンド」にて都道府県が支援した案件を積極的に法認定に繋げるため、活用事業の策定段階から都道府県が積極的に関与し、意見が反映されるような仕組みの構築、補助金の採択に当たり都道府県の関与案件への配慮等運用改善を検討する。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針（平成27年1月30日閣議決定）記載内容

【再掲】

4【経済産業省】

(15) 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平19法39）

(i) 地域産業資源活用事業計画の認定（6条1項）については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、事業実施主体から提出された地域産業資源活用事業計画に係る情報提供を、原則として経済産業局に事前相談があった段階で行うとともに、各経済産業局が設置している評価委員会に関係都道府県が構成員として参画し、認定の判断に主体的に関与できることなどを、平成26年度中に通知する。その上で、都道府県への権限移譲については、平成29年度までの法施行状況を検証し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(ii) 地域産業資源活用事業計画の認定事業者に対する補助（地域産業資源活用支援事業）については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、支援要件等の公募に関する情報提供を行う。あわせて、都道府県が自ら支援を行う案件を優先的に採択するなどの措置を講ずる。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 最終的な調整結果

重点事項通番: 54

管理番号 594 提案区分 A 権限移譲 提案分野 産業振興

提案事項(事項名) 地域産業資源活用事業計画の認定権限等の都道府県への移譲

提案団体 京都府、兵庫県

制度の所管・関係府省
経済産業省

求める措置の具体的内容

中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律に基づく計画認定権限を支援施策の財源とともに都道府県へ移譲する

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

地域産業資源活用事業は、①都道府県が地域産業資源を指定、②国が事業計画を認定、③国が補助金等各種支援施策を実施 という事業スキームにより、中小企業による地域産業資源を使った商品開発等を支援することとなっているが、都道府県が行っている中小企業支援と重複し、企業にとって窓口が二つある状態であり、企業が支援制度を選択する際、経済産業局と都道府県の施策双方を検討しなければならないなど障害となっている。

中小企業のさらなる躍進を促すため、農林水産物、鉱工業品、観光資源等の地域資源の活用・結集・ブランド化を図るには、その施策の内容を考慮し、地域の実情を把握している都道府県において実施すべきものであるため、②、③も含め、制度全体を都道府県が実施するよう②③の権限および③の財源の移譲(基金化など)を求める。

本補助金は26年度は212件(うち京都府内企業8件)が採択されており、制度が変更されているものの、毎年同様の採択規模であることから、全国レベルの先端的なモデルと言うよりも地域の名産品を活かした新製品開発・販路開拓に向けた補助としての側面が強いと言え、地域の企業や産業資源に詳しく、伴走支援が可能な都道府県が当該事業を包括的に担うことが望ましい。

根拠法令等

中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律 第4条、第6条、第7条、第13～18条

小規模事業者等JAPANブランド育成・地域産業資源活用支援補助金交付要綱

本事業は、国が全国的視点に立って、全国レベルの先端的なモデル事業を法律に基づき認定し、補助金の採択を行っているところであり、地域資源活用事業計画の認定申請において、都道府県の意見を付していただくなど、地域の実情を反映できるようなスキームとなっている。

都道府県に認定の権限等を移譲した場合、全国的視点による採択が困難になり、施策の最適化がなされなくなるため、全国水準で他の中小企業・小規模事業者にとってモデルとなり得る事業の確保が困難となり、また、当該モデル事業を全国の中小企業・小規模事業者に対して普及することにも著しい支障が生じる。

さらに、平成25年度の本事業の認定件数は全国で118件あり、約2/3の都道府県は案件が2件以下(そのうち6県が0件)にとどまり、本事業を自治体に移譲して行うことは、行政効率の観点からも著しく非効率である。

以上により、本事業は、引き続き国が事業計画の認定と補助金の採択を行うことが効率的であり、適当である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

全国水準でモデルとなり得る事業は、地域資源・人材に詳しい都道府県が主体的に関わることでより確保しやすくなるを考える。全国の中小企業・小規模事業者への普及に関しても、国への報告を義務付ければ可能になる。

また、人口減少問題や地方活性化に取り組む地方創生を進めるためには、効率性よりも地方の創意工夫を引き出すことを重視すべき局面ではないか。

本事業は経済産業省の行政事業レビューにおいて、「廃止」判定が出されているものの、「ふるさと名物」の開発・販路開拓を支援する新たな制度へと刷新予定と聞いている。まさしく地方が切磋琢磨し競い合っ取り組むテーマであり、新制度の制度設計にあたっては地域の実情を把握している都道府県が実施主体となるようにすべき。

全国知事会からの意見

・地域産業資源活用への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する地域産業資源活用に係る事業の創出に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 9月3日(水)のヒアリングで説明のあった「国が計画の認定権限を持って広域的な判断をすることによる成功例」を示していただきたい。また、その時点で「調整中」とのことであった改正法案における都道府県の関与・位置付けについてお示しいただきたい。

○ 地域産業資源の指定については都道府県が行うにもかかわらず、その活用に係る計画認定は国が行い、都道府県の関与については法律上の位置付けが弱いので、都道府県が実務上も関与しにくいという実情がある。

そのため、運用改善を行った上で、都道府県がより主体的に取り組め

【国が行う必要性】

・中小企業の景気回復の遅れという足元の景況に加え、少子高齢化と人口減少社会の到来やグローバル競争の激化等、地域経済循環の構造変化に的確に対応するため、地域産業資源を活用した中小企業等の事業活動を支援することにより、地域経済の活性化を通じて我が国経済の安定的かつ持続的な成長を達成す

るという国家戦略的な目的で本法は制定されたもの。

・人口減少により地方が消滅の危機に瀕している危機意識の下、「地方の活性化が成長戦略の最大の柱」として、「まち、ひと、しごと創生本部」を創設し、国を挙げて地域再生に取り組もうとしている中、本法による地域産業資源活用事業の促進については、一層強力かつ加速的に推進していくことが求められている。

・このような状況にあって、国家的課題でもある本法の目的（地域産業資源活用事業の促進により、地域経済の活性化を通じた我が国経済の持続的成長）を達成するためには、域外需要を取り込み、地域経済への波及効果が期待できるモデル的事業を、全国レベルで選定し、広く全国に周知、普及を図ることが必要。そのため、国が、都道府県の意見を聴くことで、地域の実情に配慮しつつ、全国的視点で事業の認定を行う現行の仕組みを引き続き維持することが必要。

・なお、地域産業資源は多様であり、それぞれが各地に偏在しているため、国が一律に指定するのではなく、地域の実態に知見を有する都道府県がこれを行うこととしている。

【運用改善】

・提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点として挙げられている、都道府県の実務上の関与について、上記「中小企業応援ファンド」にて都道府県が支援した案件を積極的に法認定に繋げるため、活用事業の策定段階から都道府県が積極的に関与し、意見が反映されるような仕組みの構築、補助金の採択に当たり都道府県の関与案件への配慮等運用改善を検討する。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針（平成27年1月30日閣議決定）記載内容

【再掲】

4【経済産業省】

(15) 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平19法39）

(i) 地域産業資源活用事業計画の認定（6条1項）については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、事業実施主体から提出された地域産業資源活用事業計画に係る情報提供を、原則として経済産業局に事前相談があった段階で行うとともに、各経済産業局が設置している評価委員会に関係都道府県が構成員として参画し、認定の判断に主体的に関与できることなどを、平成26年度中に通知する。その上で、都道府県への権限移譲については、平成29年度までの法施行状況を検証し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(ii) 地域産業資源活用事業計画の認定事業者に対する補助（地域産業資源活用支援事業）については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、支援要件等の公募に関する情報提供を行う。あわせて、都道府県が自ら支援を行う案件を優先的に採択するなどの措置を講ずる。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 最終的な調整結果

重点事項通番: 54

管理番号 889 提案区分 A 権限移譲 提案分野 産業振興

提案事項(事項名) 地域資源活用に関する事務・権限の都道府県への移譲

提案団体 埼玉県

制度の所管・関係府省
経済産業省、農林水産省

求める措置の具体的内容

経済産業局等が行っている中小企業やベンチャーの支援、地域産業の振興、産学官連携推進に関する事務・権限のうち、地域資源活用に関する事務・権限を都道府県に移譲すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性等】

県では、地域経済の担い手である中小企業に対して、資金融資、経営革新、技術開発等の支援を行っている。一方、経済産業局においても、中小企業の技術開発・人材育成等による事業高度化や経営の向上、新事業の創出等の支援、中心市街地の活性化等に関する事務を行っている。

このため、中小企業への支援に関して、国と地方に窓口が分かれており、ワンストップでの総合的な支援が実現していない。

しかし、地域経済の担い手である中小企業への支援は、地域の情報やネットワークを有し、日頃から地域の中小企業と連携が深い都道府県が一元的に積極的に担うことにより、ワンストップで効果的・効率的に行える。

こうしたことから、地域資源活用に関する事務・権限(中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律第6条に規定する地域産業資源活用事業計画の認定等)は都道府県に移譲すべきである。

また、これに関連する下記の補助事業等についても移譲すべきである(都道府県に交付金として交付し、都道府県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすること)。

中小企業経営支援等対策費補助金(伝統的工芸品産業支援補助金)

地域資源活用新事業展開支援事業費補助金

農商工等連携対策支援事業(事業化・市場化支援事業)

根拠法令等

経済産業省組織規則第230条35号、第231条19号等

中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律第6条、第7条、第15条等

地域資源活用新事業展開支援事業費補助金交付要綱等

[地域産業資源活用事業計画の認定と補助事業の採択]

本事業は、国が全国的視点に立って、全国レベルの先端的なモデル事業を法律に基づき認定し、補助金の採択を行っているところであり、地域資源活用事業計画の認定申請において、都道府県の意見を付していただくなど、地域の実情を反映できるようなスキームとなっている。

都道府県に認定の権限等を移譲した場合、全国的視点による採択が困難になり、施策の最適化がなされなくなるため、全国水準で他の中小企業・小規模事業者にとってモデルとなり得る事業の確保が困難となり、また、当該モデル事業を全国の中小企業・小規模事業者に対して普及することにも著しい支障が生じる。

さらに、平成25年度の本事業の認定件数は全国で118件あり、約2/3の都道府県は案件が2件以下(そのうち6県が0件)にとどまり、本事業を自治体に移譲して行うことは、行政効率の観点からも著しく非効率である。

以上により、本事業は、引き続き国が事業計画の認定と補助金の採択を行うことが効率的であり、適当である。

[中小企業経営支援等対策費補助金]

国指定の伝統的工芸品は、伝統的工芸品産業の振興に関する法律の目的が、「伝統的工芸品産業の振興を図り、国民生活に豊かさや潤いを与えるとともに地域経済の発展に寄与し、(以下略)」と規定されているように、伝統的工芸品産業は貴重な地場産業であり、その振興を図るには、国と地方が連携・調整することが不可欠。ゆえに、同法において、(伝統的工芸品産業支援補助金申請の前提条件となる)各種事業計画の認定については、「都道府県知事(又は市町村の長)は、伝統的工芸品産地の組合が作成する振興計画を受理したときは、これを検討し、意見を付して経済産業大臣に送付するもの」と規定し、自治体が主体的に関与する権利を担保している。また、政令において、第2次以降の振興計画の認定は、都道府県知事又は市町村の長が行うものと規定されている。

[農商工連携他愛作支援事業]

農商工等連携対策支援事業は、国の役割を、地方が行うことのできない全国レベルの先端的なモデル事業など全国的視点に立った事業に限定する観点から、法律に基づく認定を行い、補助金の採択を行っているところ。

また、認定件数が年間0件の都道府県も多数存在するが、事務量の多少に関わらず執行体制の整備が必要となり、都道府県での執行は極めて非効率である。

さらに、2割以上の認定案件が都道府県域を越えた中小企業の連携であることから、都道府県での執行は困難である。

以上により、本事業は、引き続き国が事業計画の認定と補助金の採択を行うことが効率的であり、適当である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

農商工等連携事業については、平成26年7月現在すでに全国で621件が認定されており、必ずしも全国レベルの先端的なモデル事業に限定しているとはもはや言えず、中小企業者と農林水産業者の経営力の安定及び地域経済の活性化につながる事業については、積極的に支援していくべきと考える。

都道府県に移譲することにより、地域の実情・ニーズに応じたきめ細かい支援が行え、実行性の高い施策展開が期待できる。

都道府県域を越えた中小企業の連携については、当該都道府県同士で情報交換を密にし、認定・執行にあたっては事前にルール化することにより対応は可能である。

なお、地域産業資源活用事業については、都道府県が認定した地域資源を活用した事業であるため、都道府県を越えた連携事業はまれである。

全国知事会からの意見

・地域資源活用に関する支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する地域資源活用による事業の創出に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 9月3日(水)のヒアリングで説明のあった「国が計画の認定権限を持って広域的な判断をすることによる成功例」を示していただきたい。また、その時点で「調整中」とのことであった改正法案における都道府県の関与・位置付けについてお示しいただきたい。

○ 地域産業資源の指定については都道府県が行うにもかかわらず、その活用に係る計画認定は国が行い、都道府県の関与については法律上の位置付けが弱いので、都道府県が実務上も関与しにくいという実情がある。

そのため、運用改善を行った上で、都道府県がより主体的に取り組み

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

<地域産業資源活用事業計画>

【国が行う必要性】

・中小企業の景気回復の遅れという足元の景況に加え、少子高齢化と人口減少社会の到来やグローバル競争の激化等、地域経済循環の構造変化に的確に対応するため、地域産業資源を活用した中小企業等の事業活動を支援することにより、地域経済の活性化を通じて我が国経済の安定的かつ持続的な成長を達成するという国家戦略的な目的で本法は制定されたもの。

・人口減少により地方が消滅の危機に瀕している危機意識の下、「地方の活性化が成長戦略の最大の柱」として、「まち、ひと、しごと創生本部」を創設し、国を挙げて地域再生に取り組もうとしている中、本法による地域産業資源活用事業の促進については、一層強力かつ加速的に推進していくことが求められている。

・このような状況にあって、国家的課題でもある本法の目的(地域産業資源活用事業の促進により、地域経済の活性化を通じた我が国経済の持続的成長)を達成するためには、域外需要を取り込み、地域経済への波及効果が期待できるモデル的事業を、全国レベルで選定し、広く全国に周知、普及を図ることが必要。そのため、国が、都道府県の意見を聴くことで、地域の実情に配慮しつつ、全国的視点で事業の認定を行う現行の仕組みを引き続き維持することが必要。

・なお、地域産業資源は多様であり、それぞれが各地に偏在しているため、国が一律に指定するのではなく、地域の実態に知見を有する都道府県がこれを行うこととしている。

【運用改善】

・提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点として挙げられている、都道府県の実務上の関与について、上記「中小企業応援ファンド」にて都道府県が支援した案件を積極的に法認定に繋げるため、活用事業の策定段階から都道府県が積極的に関与し、意見が反映されるような仕組みの構築、補助金の採択に当たり都道府県の関与案件への配慮等運用改善を検討する。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

【再掲】

(3)伝統的工芸品産業の振興に関する法律(昭49法57)

(i)振興計画の認定(4条1項)等については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、事業実施主体から提出された振興計画等各種計画に係る情報提供を、経済産業局に事前相談があった段階で行うなど、地方公共団体がより積極的に案件組成に関与できる仕組みを構築する。

(ii)伝統的工芸品産業に対する補助(伝統的工芸品産業支援補助金)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、事業実施主体から提出された補助金事業計画等に係る情報提供を行うとともに、当該計画等について意見聴取を行うなど、地方公共団体がより積極的に案件組成に関与できる仕組みを構築する。

【再掲】

4【経済産業省】

(15)中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(平19法39)

(i) 地域産業資源活用事業計画の認定(6条1項)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、事業実施主体から提出された地域産業資源活用事業計画に係る情報提供を、原則として経済産業局に事前相談があった段階で行うとともに、各経済産業局が設置している評価委員会に関係都道府県が構成員として参画し、認定の判断に主体的に関与できることなどを、平成26年度中に通知する。その上で、都道府県への権限移譲については、平成29年度までの法施行状況を検証し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(ii) 地域産業資源活用事業計画の認定事業者に対する補助(地域産業資源活用支援事業)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、支援要件等の公募に関する情報提供を行う。あわせて、都道府県が自ら支援を行う案件を優先的に採択するなどの措置を講ずる。

(18) 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平20法38)(農林水産省と共管)[再掲]

(i) 農商工等連携事業計画の認定(4条1項)については、都道府県に対し、事業実施主体から提出された当該計画の認定に関する情報提供を行うとともに、法認定取得後の事業化状況について都道府県と連携して事業化に向けた指導及び助言を行うなど、都道府県との連携強化を図る。

(ii) 農商工等連携事業計画の認定事業者に対する補助(農商工等連携対策支援事業)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、支援要件等の公募に関する情報提供を行う。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 最終的な調整結果

重点事項通番: 54

管理番号 947 提案区分 A 権限移譲 提案分野 産業振興

提案事項(事項名) 地域産業資源活用事業計画の認定権限等の都道府県への移譲

提案団体 中国地方知事会

制度の所管・関係府省
経済産業省

求める措置の具体的内容

中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律に基づき、都道府県が指定する地域産業資源について中小企業者が作成する地域産業資源活用事業計画の認定権限及びその支援措置に係る財源を都道府県知事に移譲する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】

地方が地域の中小企業・経済団体のニーズに基づき、きめ細かい支援を行うことが必要であり、また、地域振興に関するものであることから、個々の地域が有する地域産業資源の強みを生かした事業展開を行うため、都道府県の自由度を高めることが適当と考えられる。

現行では、国の計画承認手続きが、概ね7月、10月、2月の年3回とされているが、都道府県が認定を行うことで、必要な時期に必要な回数を実施でき、実効性の高い施策展開ができる。

【懸念の解消】

それぞれの地域の資源を活用するという事業の性格上、モデル事業として全国的に普及・拡大していくケースは想定しにくく、国が行うメリットは少ない。一方で、国が画一的な視点で認定を行うことで、地域の実情や課題が十分に反映されないデメリットの方が大きい。

根拠法令等

中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律第6条
小規模事業者等JAPANブランド育成・地域産業資源活用支援補助金(地域産業資源活用支援事業)交付要綱

本事業は、国が全国的視点に立って、全国レベルの先端的なモデル事業を法律に基づき認定し、補助金の採択を行っているところであり、地域資源活用事業計画の認定申請において、都道府県の意見を付していただくなど、地域の実情を反映できるようなスキームとなっている。

都道府県に認定の権限等を移譲した場合、全国的視点による採択が困難になり、施策の最適化がなされなくなるため、全国水準で他の中小企業・小規模事業者にとってモデルとなり得る事業の確保が困難となり、また、当該モデル事業を全国の中小企業・小規模事業者に対して普及することにも著しい支障が生じる。

さらに、平成25年度の本事業の認定件数は全国で118件あり、約2/3の都道府県は案件が2件以下(そのうち6県が0件)にとどまり、本事業を自治体に移譲して行うことは、行政効率の観点からも著しく非効率である。

以上により、本事業は、引き続き国が事業計画の認定と補助金の採択を行うことが効率的であり、適当である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

それぞれの地域資源を活用するという事業の性格上、全国的な視点でモデル的に普及・啓発を図っていくというより、地域での差別化・優越性を図ることが重要である。一定のレベルの確保が必要としても、国が運用指針等を示すこと、都道府県間の情報共有の仕組みを構築することにより担保可能と考える。

地域の実情や課題に詳しい都道府県が実施することで、創意工夫による掘り起しが期待され、非効率の懸念は解消されると考える。

なお、現在の制度スキームにおいて、都道府県が地域産業資源を指定するとともに、計画認定申請に意見を付すこととされており、都道府県の知見の活用が図られていること、平成26年行政事業レビューにおいて「他の事業との連携統合や自治体施策へ一任を検討すべき」とされたことを踏まえれば、平成27年度からの実施が検討されている「ふるさと名物応援事業」においても、都道府県が主体的役割を担えるような制度設計が必要と考える。

全国知事会からの意見

・地域産業資源活用への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する地域産業資源活用に係る事業の創出に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 9月3日(水)のヒアリングで説明のあった「国が計画の認定権限を持って広域的な判断をすることによる成功例」を示していただきたい。また、その時点で「調整中」とのことであった改正法案における都道府県の関与・位置付けについてお示しいただきたい。

○ 地域産業資源の指定については都道府県が行うにもかかわらず、その活用に係る計画認定は国が行い、都道府県の関与については法律上の位置付けが弱いので、都道府県が実務上も関与しにくいという実情がある。

そのため、運用改善を行った上で、都道府県がより主体的に取り組め

【国が行う必要性】

・中小企業の景気回復の遅れという足元の景況に加え、少子高齢化と人口減少社会の到来やグローバル競争の激化等、地域経済循環の構造変化に的確に対応するため、地域産業資源を活用した中小企業等の事

業活動を支援することにより、地域経済の活性化を通じて我が国経済の安定的かつ持続的な成長を達成するという国家戦略的な目的で本法は制定されたもの。

・人口減少により地方が消滅の危機に瀕している危機意識の下、「地方の活性化が成長戦略の最大の柱」として、「まち、ひと、しごと創生本部」を創設し、国を挙げて地域再生に取り組もうとしている中、本法による地域産業資源活用事業の促進については、一層強力かつ加速的に推進していくことが求められている。

・このような状況にあつて、国家的課題でもある本法の目的(地域産業資源活用事業の促進により、地域経済の活性化を通じた我が国経済の持続的成長)を達成するためには、域外需要を取り込み、地域経済への波及効果が期待できるモデル的事業を、全国レベルで選定し、広く全国に周知、普及を図ることが必要。そのため、国が、都道府県の意見を聴くことで、地域の実情に配慮しつつ、全国的視点で事業の認定を行う現行の仕組みを引き続き維持することが必要。

・なお、地域産業資源は多様であり、それぞれが各地に偏在しているため、国が一律に指定するのではなく、地域の実態に知見を有する都道府県がこれを行うこととしている。

【運用改善】

・提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点として挙げられている、都道府県の実務上の関与について、上記「中小企業応援ファンド」にて都道府県が支援した案件を積極的に法認定に繋げるため、活用事業の策定段階から都道府県が積極的に関与し、意見が反映されるような仕組みの構築、補助金の採択に当たり都道府県の関与案件への配慮等運用改善を検討する。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

〔再掲〕

4【経済産業省】

(15) 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(平19法39)

(i) 地域産業資源活用事業計画の認定(6条1項)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、事業実施主体から提出された地域産業資源活用事業計画に係る情報提供を、原則として経済産業局に事前相談があつた段階で行うとともに、各経済産業局が設置している評価委員会に関係都道府県が構成員として参画し、認定の判断に主体的に関与できることなどを、平成26年度中に通知する。その上で、都道府県への権限移譲については、平成29年度までの法施行状況を検証し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(ii) 地域産業資源活用事業計画の認定事業者に対する補助(地域産業資源活用支援事業)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、支援要件等の公募に関する情報提供を行う。あわせて、都道府県が自ら支援を行う案件を優先的に採択するなどの措置を講ずる。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 最終的な調整結果

管理番号	24	提案区分	A 権限移譲	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	ものづくり高度化支援に関する事務の都道府県への移譲				
提案団体	愛知県				
制度の所管・関係府省	経済産業省				

求める措置の具体的内容

研究開発計画の認定業務(申請受付、認定、計画変更対応等)
「戦略的基盤技術高度化支援事業」執行業務(公募/採択、契約、事業管理、確定等)
「戦略的基盤技術高度化支援事業」等のフォローアップ及び成果普及
地域中小企業者及び関係者を対象とした「中小ものづくり高度化法」や「戦略的基盤技術高度化支援事業」への改善要望受付や相談業務等の権限移譲

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】
平成26年2月には、最新技術の動向を踏まえ、健康・医療、環境・エネルギーなど需要側産業の視点に立った「特定ものづくり基盤技術高度化指針」に改正されたところであるが、地場産業振興、地域資源の活用など、地域振興の視点が欠けている。そこで、中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律の目的に「地域振興」を加え、都道府県に権限を移譲して、地域のニーズに合った事業を実施すべきである。

根拠法令等

中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律第4条、第5条
戦略的基盤技術高度化支援事業公募要領・交付金交付要綱

中小ものづくり高度化法は、中小企業によるものづくり基盤技術に関する研究開発及びその成果の利用を促進するための措置を講ずることで、中小企業のものづくり基盤技術の高度化を図り、我が国の製造業の国際競争力の強化及び新たな事業の創出を目的としており、単なる地域経済のニーズを超えて、国民経済全体の発展を図るものである。

したがってその認定等については、全国的視点に立って、経済産業大臣の責任とされており、移譲できない。

また、この法に基づく補助事業についても同様の視点が不可欠であることから移譲できない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

ものづくり高度化への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施するものづくり高度化支援に係る事業の創出に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。

全国的な視点が必要である点に関しては、採択の基準を明確にされれば全国的視点による採択が困難になることはなく、本事業の目的を逸脱することはないと思われる。

全国知事会からの意見

ものづくり高度化への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施するものづくり高度化支援に係る事業の創出に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。

中小ものづくり高度化法は、中小企業によるものづくり基盤技術に関する研究開発及びその成果の利用を促進するための措置を講ずることで、中小企業のものづくり基盤技術の高度化を図り、我が国の製造業の国際競争力の強化及び新たな事業の創出を目的としており、単なる地域経済のニーズを超えて、国民経済全体の発展を図るものである。

なお、認定基準は本法第4条、補助金の採択基準は公募要領に明記してあるところであり、全国的な効率性を担保する観点から、必ずしも各都道府県ごとに一定割合を認定、採択するものではないため、権限の移譲は困難である。

(ちなみに、平成26年度に新規採択された案件は150件あり、御提案の愛知県では10件を採択しているが、9県においては1件も採択がなく、一律的な執行体制の構築は困難)

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

4【経済産業省】

(14) 中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律(平18法33)

法4条3項に基づき認定された特定研究開発等計画に基づく特定研究開発等に対する補助等(戦略的基盤技術高度化支援事業)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県における相談事務の強化を目的とした公募前の情報提供及び意見交換を行うとともに、都道府県に対し、交付決定等に係る情報提供を行う。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 最終的な調整結果

管理番号	471	提案区分	A 権限移譲	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	ものづくり高度化支援に関する事務の都道府県への権限移譲				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省	経済産業省				

求める措置の具体的内容

「中小ものづくり高度化法」や「戦略的基盤技術高度化支援事業」への改善要望受付や相談
「中小ものづくり高度化法」における研究開発計画の認定

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

ものづくり中小企業への支援策については、地方でも地域の実態に合わせて行っているところである。地方で実施している施策との乖離や補助の重複などが生じる可能性がある。
「中小ものづくり高度化法」における研究開発計画の認定業務等を移譲することで、地域の特性や都道府県で既に実施している産業活性化施策との整合性を図ることができる。

根拠法令等

中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律 第4条第3項、第5条第2項、同条第3項、第11条から第13条

中小ものづくり高度化法は、中小企業によるものづくり基盤技術に関する研究開発及びその成果の利用を促進するための措置を講ずることで、中小企業のものづくり基盤技術の高度化を図り、我が国の製造業の国際競争力の強化及び新たな事業の創出を目的としており、単なる地域経済のニーズを超えて、国民経済全体の発展を図るものである。

したがってその認定等については、全国的視点に立って、経済産業大臣の責任とされており、移譲できない。

また、この法に基づく補助事業についても同様の視点が不可欠であることから移譲できない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

認定等にあたって、国が全国的視点に立って基準を定め、当該基準に沿って都道府県が事務を執行することは可能である。これにより、都道府県が実施する事業との連携も行うことができるようになり、より集中的な効果をあげることができるようになるとともに、身近な都道府県窓口で事務を行うことで、中小企業者・小規模事業者にとっても利便性が高まる。

なお、移譲と同時に補助事業については、都道府県を実施主体にするか、若しくは間接補助先とするべきである。

全国知事会からの意見

・ものづくり高度化への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施するものづくり高度化支援に係る事業の創出に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。

中小ものづくり高度化法は、中小企業によるものづくり基盤技術に関する研究開発及びその成果の利用を促進するための措置を講ずることで、中小企業のものづくり基盤技術の高度化を図り、我が国の製造業の国際競争力の強化及び新たな事業の創出を目的としており、単なる地域経済のニーズを超えて、国民経済全体の発展を図るものである。

なお、認定基準は本法第4条、補助金の採択基準は公募要領に明記してあるところであり、全国的な効率性を担保する観点から、必ずしも各都道府県ごとに一定割合を認定、採択するものではないため、権限の移譲は困難である。

(ちなみに、平成26年度に新規採択された案件は150件あり、御提案の神奈川県では2件を採択しているが、9県においては1件も採択がなく、一律的な執行体制の構築は困難)

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

[再掲]

4【経済産業省】

(14) 中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律(平18法33)

法4条3項に基づき認定された特定研究開発等計画に基づく特定研究開発等に対する補助等(戦略的基盤技術高度化支援事業)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県における相談事務の強化を目的とした公募前の情報提供及び意見交換を行うとともに、都道府県に対し、交付決定等に係る情報提供を行う。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 最終的な調整結果

管理番号	886	提案区分	A 権限移譲	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	革新的なものづくりにチャレンジするための試作品開発・設備投資などの技術開発支援に関する事務・権限の都道府県への移譲				
提案団体	埼玉県				
制度の所管・関係府省	経済産業省				

求める措置の具体的内容

経済産業局等が行っている中小企業やベンチャーの支援、地域産業の振興、産学官連携推進に関する事務・権限のうち、革新的なものづくりにチャレンジするための試作品開発・設備投資などの技術開発支援に関する事務・権限を都道府県に移譲すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性等】

県では、地域経済の担い手である中小企業に対して、資金融資、経営革新、技術開発等の支援を行っている。一方、経済産業局においても、中小企業の技術開発・人材育成等による事業高度化や経営の向上、新事業の創出等の支援、中心市街地の活性化等に関する事務を行っている。

このため、中小企業への支援に関して、国と地方に窓口が分かれており、ワンストップでの総合的な支援が実現していない。

しかし、地域経済の担い手である中小企業への支援は、地域の情報やネットワークを有し、日頃から地域の中小企業と連携が深い都道府県が一元的に積極的に担うことにより、ワンストップで効果的・効率的に行える。

こうしたことから、革新的なものづくりにチャレンジするための試作品開発・設備投資などの技術開発支援に関する事務・権限(中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律第4条第1項に規定する特定研究開発等計画等の認定等)を都道府県に移譲すべきである。

また、これに関連する下記の補助事業等についても移譲すべきである(都道府県に交付金として交付し、都道府県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすること。)

戦略的基盤技術高度化支援事業(サポーティング・インダストリー)

課題解決型医療機器の開発・改良に向けた病院・企業間の連携支援

地域中小企業知的財産戦略支援事業費補助金

ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援補助金(ものづくり補助金)

ものづくり・商業・サービス補助金

根拠法令等

経済産業省組織規則第230条35、36号、第231条18号

中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律第4条第1項、第5条第1、2項、12条

平成25年度補正 中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業(第1次公募要領)

ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援補助金交付要綱

戦略的基盤技術高度化支援事業補助金要綱等

中小ものづくり高度化法は、中小企業によるものづくり基盤技術に関する研究開発及びその成果の利用を促進するための措置を講ずることで、中小企業のものづくり基盤技術の高度化を図り、我が国の製造業の国際競争力の強化及び新たな事業の創出を目的としており、単なる地域経済のニーズを超えて、国民経済全体の発展を図るものである。

したがってその認定等については、全国的視点に立って、経済産業大臣の責任とされており、移譲できない

また、この法に基づく補助事業についても同様の視点が不可欠であることから移譲できない

ものづくり補助金、ものづくり・商業・サービス補助金については、補正予算に基づく経済対策の一環として、我が国産業の国際競争力の強化等を図るものであり、8月11日までに公募を終了(予定)。

したがって、その執行に当たっては、全国的視点を要するほか、(補正という性格上、原則連続性を有さない事業であるため、)移譲できない

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

本県では、平成22年度から次世代産業への参入、オンリーワン技術や高度な基盤技術の確立など、中小企業が行う新製品・新技術の開発に対する補助事業を実施している。この事業は、オンリーワン技術の開発などによって世界水準の中小企業を育成し、地域経済の発展のみならず我が国の国際競争力の強化及び国民経済全体の発展を図るものである。

この補助金交付に当たっては、中小企業から事前に提出された開発に係る事業計画書を、技術系職員や審査会(学識経験者や産業支援機関職員等で構成)などで審査し、補助事業者を選定しているところである。

こうした取組は、各都道府県が進めているところであり、中小企業ものづくり高度化法に基づく計画認定等の事務処理も可能であり、都道府県が一元的に担うべきである。

なお、ものづくり補助金、ものづくり・商業・サービス補助金については、同様の事業が平成24年補正、平成25年補正で連続して実施されており、必ずしも単発事業とは言えない。今後、同種の補助事業については、自由度を高めた上で地方に移譲すべきである。

全国知事会からの意見

・中小企業に対する技術開発支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する中小企業に対する技術開発支援に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。

中小ものづくり高度化法は、中小企業によるものづくり基盤技術に関する研究開発及びその成果の利用を促進するための措置を講ずることで、中小企業のものづくり基盤技術の高度化を図り、我が国の製造業の国際競争力の強化及び新たな事業の創出を目的としており、単なる地域経済のニーズを超えて、国民経済全体の発展を図るものである。

なお、認定基準は本法第4条、補助金の採択基準は公募要領に明記してあるところであり、全国的な効率性を担保する観点から、必ずしも各都道府県ごとに一定割合を認定、採択するものではないため、権限の移譲は困難である。

(ちなみに、平成26年度に新規採択された案件は150件あり、御提案の埼玉県では8件を採択しているが、9県においては1件も採択がなく、一律的な執行体制の構築は困難)

ものづくり・商業・サービス補助金は消費税率引上げによる駆け込み需要とその反動減を緩和することや、一時的な反動減の緩和のみならず、力強い成長軌道に早期に復帰できるよう経済の成長力底上げに資するとともに、持続的な経済成長の実現を目的とした緊急経済対策として、これまで国や自治体等で措置してこなかった施策を補正予算で(連続性を有さず)行ったものである。特に上記目的の性質上、全国一律で、同一基準で審査を行う必要があった。

なお、基準の中で地域性を考慮する必要性がある部分については、各都道府県中央会が事務局となっている地域採択審査委員会を構成する委員に都道府県又は公設試験場の職員を含めるなど、自治体の施策とも整合性を取っている。

また、地方産業競争力協議会(都道府県知事がメンバー)において、地域ブロックで重点的に振興を図ると決定した産業分野に該当する案件については、審査段階で加点を設けており、地域性や事業者のニーズ等に配慮した補助事業の運営が行われているところ。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

[再掲]

4【経済産業省】

(14) 中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律(平18法33)

法4条3項に基づき認定された特定研究開発等計画に基づく特定研究開発等に対する補助等(戦略的基盤技術高度化支援事業)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県における相談事務の強化を目的とした公募前の情報提供及び意見交換を行うとともに、都道府県に対し、交付決定等に係る情報提供を行う。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 最終的な調整結果

管理番号 提案区分 提案分野

提案事項
(事項名)

提案団体

制度の所管・関係府省

求める措置の具体的内容

地域における関係機関との案件発掘等に係る調整
新事業活動促進法による事業計画認定・承認に係る事務
補助金の交付・確定に係る事務の権限移譲

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】
事業の目的が、分野を異にする事業者が有機的に連携し、その経営資源を有効に組み合わせて、新事業活動を行うことにより新たな事業分野の開拓を図ることであることから、地方が地域の中小企業のニーズに基づき細かい支援を行うことが必要である。全国的な視点があるとしても地域振興に関するものであることから、自由度を高めて都道府県に交付すべきである。

根拠法令等

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第11条、第12条
中小企業・小規模事業者連携促進支援補助金(新連携支援事業)要綱

本制度は、中小企業の新たな事業活動の促進を図ることで国民経済の健全な発展に資することを目的とするものであり、国の役割を、地方が行うことのできない全国レベルの先進的なモデル事業など全国的視点に立った事業に限定する観点から、法律に基づく認定を行い、補助金の採択を行っているところ。

都道府県に認定の権限等を移譲した場合、全国的視点による採択が困難になり、施策の最適化がなされなくなるため、全国水準で他の中小企業・小規模事業者にとってモデルとなり得る事業の確保が困難となり、また、当該モデル事業を全国の中小企業・小規模事業者に対して普及することに著しい支障が生じる。

また、認定件数が年間0件の都道府県も多数存在するが、事務量の多少に関わらず執行体制の整備が必要となり、都道府県での執行は極めて非効率である。

さらに、約2/3の認定案件が都道府県域を越えた中小企業の広域的な連携であることから、都道府県での執行は困難である。

以上により、本事業は、引き続き国が事業計画の認定及び補助金の執行を行うことが効率的であり、適当である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

全国的な視点が必要である点に関して、経済産業局ごとに採択を行っている現状から見ると、採択の基準を明確にされれば全国的視点による採択が困難になることはなく、本事業の目的を逸脱することはないと思われる。

また、各都道府県が、地域の中小企業のニーズを踏まえ、独自の支援メニューに本事業を組み合わせる活用すること等により本事業の申請件数が増加することが期待できるのではないかと考える。

さらに、本事業の認定案件を見ると、経済産業局をまたいだ連携があることから、コア企業を中心とした執行を行うことにより、都道府県においても対応が可能であると考えられる。

全国知事会からの意見

・新連携への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する新連携支援に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。

新連携支援事業では、全国レベルの先進的なモデル事業など全国的視点に立った事業を横展開する観点から、国が法律に基づく認定を行い、補助金の採択を行う必要がある。

中小企業新事業活動促進法における異分野連携新事業分野開拓計画においては、異分野の中小企業者が有機的に連携し、互いの有するノウハウ・技術等を活用することで、両者の有する強みを発揮した新商品の開発や販路開拓等を促進する目的で制定された法律である。本法目的を実現するためには、自身にない強みを持ち、信頼し合える相手との最適な連携が必要不可欠であり、都道府県域を越えた全国的視点で連携先を見つけることが重要である。実際に、直近5年間で平均2/3程度の案件において都道府県域を越えた連携がなされている。

都道府県が地域の中小企業のニーズを踏まえて実施する独自の支援施策により異分野連携による新事業の「種」や「芽」を支援し、国の全国レベルでのモデル的事业と相乗効果的に活用事業の裾野拡大と底上

げが図られるよう、引き続き連携して参りたい。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

4【経済産業省】

(10) 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平11法18)

(ii) 異分野連携新事業分野開拓計画の認定(11条1項)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、事業実施主体から提出された当該計画の認定に関する情報提供を行う。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 最終的な調整結果

管理番号 提案区分 提案分野

提案事項
(事項名)

提案団体

制度の所管・関係府省

求める措置の具体的内容

地域における関係機関との案件発掘等に係る調整
農商工等連携促進法による事業計画認定・承認に係る事務
補助金の交付・確定に係る事務の権限移譲

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】
事業の目的が、農林漁業者と商工業者等が通常の商取引関係を超えて協力し、お互いの強みを活かして新商品・新サービスの開発、生産等を行い、需要の開拓を行うことであることから、地方が地域の中小企業のニーズに基づき細かい支援を行うことが必要である。全国的な視点があるとしても地域振興に関するものであることから、自由度を高めて都道府県に交付すべきである。

根拠法令等

中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条、第5条
中小企業・小規模事業者連携促進支援補助金 農商工等連携対策支援事業要綱

ご指摘のような、新商品の開発等が完成品に近い段階まで進んでいることという要件は法律等では求めておらず、事業計画認定に係る事務については、本省で一元的に行うのではなく、各地域の経済産業局及び地方農政局等に委任しており、事業計画の認定や補助金の採択にあたり審査を行う審査委員会を構成する委員は、各経済産業局において各地域の外部有識者等から選出する等地域性や事業者のニーズ等に配慮した運営を行っているところ。

また、各都道府県にて実施している農商工連携ファンド事業に対し、国が先進的なモデル事業の発掘・創出の観点から、地方では行うことの出来ない全国的視点の下で事業計画の認定及び補助金交付による支援を行う必要がある。

以上により、本事業は、引き続き国が事業計画の認定及び補助金の執行を行うことが効率的であり、適当である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

事業計画認定に係る事務について、既に各地域の経済産業局及び地方農政局等に委任されていることからすれば、都道府県に移譲することにより、さらに地域の中小企業のニーズを踏まえたきめ細かい支援を行うことができるのではないかと。

全国的な視点が必要である点に関しては、採択の基準を明確にされれば全国的視点による採択が困難になることはなく、本事業の目的を逸脱することはないと思われる。

全国知事会からの意見

・農商工連携に関する支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する農商工連携に係る事業の創出に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

農商工等連携対策支援事業では、全国レベルの先進的なモデル事業など全国的視点に立った事業を展開する観点から、国が法律に基づく認定を行い、補助金の採択を行う必要がある。

また、農商工等連携促進法は、中小企業者と農林漁業者が一次、二次、三次の産業の壁を越えて有機的に連携し、互いの有するノウハウ・技術等を活用することで、両者の有する強みを発揮した新商品の開発や販路開拓等を促進する目的で制定された法律である。本法目的を実現するためには、自身にない強みを持ち、信頼し合える相手との最適な連携が必要不可欠であり、都道府県域を越えた全国的視点で連携先を見つけることが重要である。実際に、直近5年間で平均1/4程度の案件において都道府県域を越えた連携がなされている。

都道府県が地域の中小企業のニーズを踏まえて独自の支援施策を行うことは、国としても歓迎すべき話であり、各地で実施いただいている農商工連携ファンド事業のように、都道府県が地域の知恵と工夫を活かして農商工連携の「種」や「芽」を支援し、国の全国レベルでのモデル的事业と相乗効果的に活用事業の裾野拡大と底上げが図られるよう、引き続き連携して参りたい。

[再掲]

4【経済産業省】

(18) 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平20法38)(農林水産省と共管)[再掲]

(i) 農商工等連携事業計画の認定(4条1項)については、都道府県に対し、事業実施主体から提出された当該計画の認定に関する情報提供を行うとともに、法認定取得後の事業化状況について都道府県と連携して事業化に向けた指導及び助言を行うなど、都道府県との連携強化を図る。

(ii) 農商工等連携事業計画の認定事業者に対する補助(農商工等連携対策支援事業)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、支援要件等の公募に関する情報提供を行う。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 最終的な調整結果

管理番号	851	提案区分	A 権限移譲	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	農商工等連携促進法に基づく計画認定等の事務及び財源の都道府県への移譲				
提案団体	愛媛県				
制度の所管・関係府省	経済産業省、農林水産省				

求める措置の具体的内容

農商工連携の促進及び地域の実情や事業者等のニーズを踏まえた支援を行うため、現在、国が行っている事業計画の認定や補助金の採択の権限及び財源を地方へ移譲する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

農商工連携は、異なる産業間の連携により新たなビジネスチャンスに取り組むものであり、これまでの相談事例からも、事業展開の初期段階から支援することが必要である。しかしながら、国の事業計画認定においては、新商品の開発等が完成品に近い段階まで進んでいることなどが要件となっているとともに、地域性や事業者のニーズ等が考慮することなく全国一律に評価していることから、事業者が申請を断念するケースが散見される。

全国を見据えた視点についても、現地、連携体の現状を把握している県などの地域行政の判断(審査会等や専門家の意見照会等)が必要である。

認定要件「新商品(新規性)」「有機的連携」「経済資源の有効活用」の審査については、農商工連携ファンド事業等においても判断基準としており、県段階で情報を有していることから、県段階で審査実施することで情報の精度が高まる。

認定件数が年間0件の都道府県は、現場での事業推進、認識等の低さ等問題を抱えている背景もあり、県に計画認定や補助金採択の権限を移管することで、連携事業者の掘り起し等につなげることができる。

(参考)

認定数H26.2.3現在 全国 計画認定626件、都道府県平均13.3件(愛媛県18件)、最少認定4件(佐賀県、長崎県)、最多認定 45件(愛知県)

愛媛県内計画認定者のうち、補助事業者実施 11/18件

年度別 農商工等連携事業認定数
H20(176件)、H21(184件)、H22(65件)、H23(60件)、H24(60件)、H25(67件)

農商工連携ファンドや6次産業化事業の採択が増加しているのに対し、減少している。地域とのつながりや事業PRが弱い。

県等が実施している農商工連携の促進に向けた各種支援事業との一体的な実施が可能となり、より効果的な支援につながる。

根拠法令等

中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条

売れる商品を作るためには、都心部だけでなく地元においても販路分析や支援体制の構築が必要なことは貴県の指摘どおりであり、貴県を始めとする地方自治体において積極的に取り組まれていることと史料されるが、農商工等連携事業計画の目標である付加価値額や総売上高の達成のためには都心部等への販路開拓の重要性も高く、本事業は引き続き国が実施することが適当である。

また、本事業の執行については本省で一元的に行うのではなく、各地域の経済産業局及び地方農政局等に事務処理を委任しており、事業計画の認定や補助金の採択にあたり審査を行う審査委員会を構成する委員は、各経済産業局において当該地域の外部有識者から選出する等、地域事情に配慮しており、現行体制で特に不備はない。

さらに、認定件数が年間0件の都道府県も多数存在するが、事務量の多少に関わらず執行体制の整備が必要となり、都道府県での執行は極めて非効率的である。

以上により、本事業は、引き続き国が事業計画の認定及び補助金の執行を行うことが効率的であり、適当である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

・農商工連携に関する支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する農商工連携に係る事業の創出に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付するようご検討頂きたい。

全国知事会からの意見

・農商工連携に関する支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する農商工連携に係る事業の創出に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。

各府省からの第2次回答

農商工等連携対策支援事業では、全国レベルの先端的なモデル事業など全国的視点に立った事業を横展開する観点から、国が法律に基づく認定を行い、補助金の採択を行う必要がある。

また、農商工等連携促進法は、中小企業者と農林漁業者が一次、二次、三次の産業の壁を越えて有機的に連携し、互いの有するノウハウ・技術等を活用することで、両者の有する強みを発揮した新商品の開発や販路開拓等を促進する目的で制定された法律である。本法目的を実現するためには、自身にない強みを持ち、信頼し合える相手との最適な連携が必要不可欠であり、都道府県域を越えた全国的視点で連携先を見つけることが重要である。実際に、直近5年間で平均1/4程度の案件において都道府県域を越えた連携がなされている。

都道府県が地域の中小企業のニーズを踏まえて独自の支援施策を行うことは、国としても歓迎すべき話であり、各地で実施いただいている農商工連携ファンド事業のように、都道府県が地域の知恵と工夫を活かして農商工連携の「種」や「芽」を支援し、国の全国レベルでのモデル的事業と相乗効果的に活用事業の裾野拡大と底上げが図られるよう、引き続き連携して参りたい。

[再掲]

4【経済産業省】

(18) 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平20法38)(農林水産省と共管)[再掲]

(i) 農商工等連携事業計画の認定(4条1項)については、都道府県に対し、事業実施主体から提出された当該計画の認定に関する情報提供を行うとともに、法認定取得後の事業化状況について都道府県と連携して事業化に向けた指導及び助言を行うなど、都道府県との連携強化を図る。

(ii) 農商工等連携事業計画の認定事業者に対する補助(農商工等連携対策支援事業)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、支援要件等の公募に関する情報提供を行う。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 最終的な調整結果

管理番号	982	提案区分	A 権限移譲	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	農工商等連携促進法による事業計画の認定権限等の都道府県への移譲				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省	経済産業省、農林水産省				

求める措置の具体的内容

農工商等連携促進法による事業計画の認定業務
中小企業・小規模事業者連携促進支援補助金の交付に係る事務
について、関東経済産業局及び関東農政局から都道府県へ権限の移譲

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

計画の認定及び補助金交付に係る事務は、地域産業の振興の観点から重要な業務であるが、現状では、専ら国と事業者が調整しており、県は計画が策定された後に求められる意見書程度しか関与できていない。その結果、例えば、計画が実行されても、開発された商品が販売に結びつかないケースが散見されている。これは、計画段階における地元での販路の分析や支援体制の構築が不十分であることが原因である。国が現在行っている、人口の多い都心部における販路開拓は、重要であり、今後も継続した支援が必要である。しかし、産地における販路開拓や地元の支援などのバックグラウンドが無いものが、都心部で売れ続けることも難しく、都心と地元における販路開拓支援は、車輪の両輪であり、ともに推進するべきである。そして、現状の方式では、地元の体制づくりが困難であるため、権限と財源の移譲による事業のあり方の見直しを求めるものである。

また、全国的な視点から先進的な事例のみを支援するべきという意見もあるだろうが、地域的なレベル格差があるなかで、全国的には遅れている都道府県であっても、当該地域のなかで先進的なモデル事業を実施している事業者に対しては必要な支援をするべきである。

現状は国が計画を認定し、国が事業者に補助しているが、これを変更し、国が県内の都道府県中小企業センター等の運営法人に基金を設立し、県が計画を認定し、県が基金を通じて事業者に補助するよう権限と財源の移譲を求めるものである。

なお、国は全国的な視点から評価の準則を定め、県は準則を踏まえながら各県の評価基準を定めることで、広い視野や全国的な視点も踏まえた、事業としての一定の水準を保つ。

根拠法令等

中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条

売れる商品を作るためには、都心部だけでなく地元においても販路分析や支援体制の構築が必要なことは貴県の指摘どおりであり、貴県を始めとする地方自治体において積極的に取り組まれていることと史料されるが、農商工等連携事業計画の目標である付加価値額や総売上高の達成のためには都心部等への販路開拓の重要性も高く、本事業は引き続き国が実施することが適当である。

また、本事業の執行については本省で一元的に行うのではなく、各地域の経済産業局に事務処理を委任しており、事業計画の認定や補助金の採択にあたり審査を行う審査委員会を構成する委員は、各経済産業局において当該地域の外部有識者から選出する等、地域事情に配慮しており、現行体制で特に不備はない。

さらに、認定件数が年間0件の都道府県も多数存在するが、事務量の多少に関わらず執行体制の整備が必要となり、都道府県での執行は極めて非効率的である。

以上により、本事業は、引き続き国が事業計画の認定及び補助金の執行を行うことが効率的であり、適当である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

地元の販路分析や支援体制の構築については、地域の中小企業や小規模事業者の実情とニーズを把握している都道府県が、その実施する他の産業政策と連携させることによってより効果を上げることができるため、都道府県を実施主体にすること。

都心部への販路開拓は重要であるが、事務権限を移譲したうえで、国と地方が連携するべきと考える。従って、その重要性が故に国が実施することが適当ということにはならない。

全国知事会からの意見

・農商工連携に関する支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する農商工連携に係る事業の創出に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めたと上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。

各府省からの第2次回答

農商工等連携対策支援事業では、全国レベルの先端的なモデル事業など全国的視点に立った事業を展開する観点から、国が法律に基づく認定を行い、補助金の採択を行う必要がある。

また、農商工等連携促進法は、中小企業者と農林漁業者が一次、二次、三次の産業の壁を越えて有機的に連携し、互いの有するノウハウ・技術等を活用することで、両者の有する強みを発揮した新商品の開発や販路開拓等を促進する目的で制定された法律である。本法目的を実現するためには、自身にない強みを持ち、信頼し合える相手との最適な連携が必要不可欠であり、都道府県域を越えた全国的視点で連携先を見つけることが重要である。実際に、直近5年間で平均1/4程度の案件において都道府県域を越えた連携がなされている。

都道府県が地域の中小企業のニーズを踏まえて独自の支援施策を行うことは、国としても歓迎すべき話であり、各地で実施いただいている農商工連携ファンド事業のように、都道府県が地域の知恵と工夫を活かして農商工連携の「種」や「芽」を支援し、国の全国レベルでのモデル的事業と相乗効果的に活用事業の裾野拡大と底上げが図られるよう、引き続き連携して参りたい。

[再掲]

4【経済産業省】

(18) 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平20法38)(農林水産省と共管)[再掲]

(i) 農商工等連携事業計画の認定(4条1項)については、都道府県に対し、事業実施主体から提出された当該計画の認定に関する情報提供を行うとともに、法認定取得後の事業化状況について都道府県と連携して事業化に向けた指導及び助言を行うなど、都道府県との連携強化を図る。

(ii) 農商工等連携事業計画の認定事業者に対する補助(農商工等連携対策支援事業)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、支援要件等の公募に関する情報提供を行う。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 最終的な調整結果

管理番号 提案区分 提案分野

提案事項
(事項名)

提案団体

制度の所管・関係府省

求める措置の具体的内容

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】
25年3月の中小企業金融円滑化法の終了を踏まえ、今後、地域における中小企業の経営改善・事業再生・業種転換等の支援の重要性が高まるものと考えており、地方自治体に権限移譲することで、より一層実効性のある施策展開が図られるため。(ただし財源付与を条件とする)
また、下記の理由等から25年6月の全国知事会でも地方自治体への移譲を求めている。
「国の支援基準に沿って再生支援を行うことから地域ごとに異なる運用となる余地はほとんどないこと」、「知見の集約や情報共有は国でなくても十分可能であること」、「債権者として直接貸付や債務保証をしていることから債権放棄には利益相反を生じることにもなるが、債権放棄は適正な手続きがあれば地方自治体としても対応せざるを得ず、地方自治体が行う認定支援機関の認定や監督には影響がないこと」

根拠法令等

国が示す支援基準は、関係者間の合意形成や税制措置の適用を受けるための最低限のルールを示しているに過ぎない。他方、事業再生(私的整理)においては、債権者である全ての金融機関の合意が必要となる。当該支援基準を基本としつつも、債権者である全金融機関と債務者である中小企業による最大公約数的な計画内容及び金融支援を策定するためには、個別の事情に応じた対応が必要となるものであり、単に、支援基準に沿って事業を実施すればよいものではない。(こうしたケース・バイ・ケースの対応を事前にルール化することは困難。)したがって、支援基準に規定されていない部分において、地域毎に異なる運用がなされた場合、取引先を広域に有する金融機関は、地域によって支援の運用が異なることで、債権放棄等の金融支援に応じることが極めて困難となる。

本事業においては、10年の歳月をかけて国において知見の集約、情報共有、監督等により地域毎に異なる運用にならないよう手当してきた結果、均一的運用が行われるようになったものである。

また、地域毎に異なる運用がなされ、全国统一された支援業務を担保できなくなると、金融庁や国税等から認められている金融検査上の取扱い(貸出条件緩和債権としない取扱い)や課税上の取扱い(債務免除益課税の緩和、無税償却)の維持が困難となる。これらの取扱いが認められなくなった場合、中小企業の事業再生に多大な影響を及ぼす。

さらには、都道府県は中小企業者への債権者として、直接貸付や債務保証をしており、その債権者である都道府県が事業再生を実施する場合、税金を基に貸付や債務保証を実施したことから、債権放棄等に対し、消極的になることも想定され、委託者である都道府県に対し、受託者である認定支援機関が適切な対応を取りにくいということが生じる。このような利益相反を生じるほか、適正に認定支援機関の認定や監督を実施することは困難である。

なお、一部都道府県等から『中小企業への事業再生支援の取組強化をはじめとする支援の更なる充実を図るなど万全な措置を講じること』との強い要望もある。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

中小企業再生への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する中小企業再生支援に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。

全国知事会からの意見

・中小企業再生への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する中小企業再生支援に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。

国が示す支援基準は、関係者間の合意形成や税制措置の適用を受けるための最低限のルールを示しているに過ぎない。他方、事業再生(私的整理)においては、債権者である全ての金融機関の合意が必要となる。当該支援基準を基本としつつも、債権者である全金融機関と債務者である中小企業による最大公約数的な計画内容及び金融支援を策定するためには、個別の事情に応じた対応が必要となるものであり、単に、支援基準に沿って事業を実施すればよいものではない。(こうしたケース・バイ・ケースの対応を事前にルール化することは困難。)したがって、支援基準に規定されていない部分において、地域毎に異なる運用がなされた場合、取引先を広域に有する金融機関は、地域によって支援の運用が異なることで、債権放棄等の金融支援に応じることが極めて困難となる。

本事業においては、10年の歳月をかけて国において知見の集約、情報共有、監督等により地域毎に異なる運用にならないよう手当してきた結果、均一的運用が行われるようになったものである。

また、地域毎に異なる運用がなされ、全国統一された支援業務を担保できなくなると、金融庁や国税等から認められている金融検査上の取扱い(貸出条件緩和債権としない取扱い)や課税上の取扱い(債務免除益課税の緩和、無税償却)の維持が困難となる。これらの取扱いが認められなくなった場合、中小企業の事業再生に多大な影響を及ぼす。
上述の考えにより、ご要望には応じられない。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

記載なし

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 最終的な調整結果

管理番号	768	提案区分	A 権限移譲	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	中小企業再生支援に関する事務の都道府県への移譲				
提案団体	兵庫県、京都府、和歌山県、徳島県				
制度の所管・関係府省	経済産業省(中小企業庁)				

求める措置の具体的内容

中小企業再生支援に関する、支援業務を行う認定支援機関(中小企業再生支援協議会等)の業務運営の適正化や監督、中小企業承継事業再生計画(第二会社方式)の認定について、必要となる人員、財源とともに、中小企業庁(経済産業局)から各都道府県へ移譲すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現行】

平成18年度から中小企業支援の業務については移譲が進められたところであるが、再生支援については中小企業再生支援協議会等(本県:神戸商工会議所)への国の関与が残った状況にある。

【支障事例・制度改正の必要性】

見直し方針を受けて同法に基づいて定められた指針において、再生支援の体制構築のために、①国は地方公共団体等との連携体制の構築に努め、②地方公共団体は認定支援機関の事業の適切な運営に向け、人材の確保に努めるとともに、助言・支援等を行うとされているものの、プロダクトマネージャー等の人選において、金融機関出身者等直接利害関係のある人物が選ばれることもあり、相談者が安心して相談できる体制の構築の面での支障が懸念されるなど、県の方針と必ずしも一致しない。

業種・企業形態も多種多様であるとともに地域性も強い中小企業の再生支援にきめ細かく対応していくためには、権限移譲を行い、都道府県が主体的に取り組む体制構築の必要がある。

各都道府県が中小企業支援センター等を中心に整備した支援体制において、再生支援は不可欠であり、国の関与が残っていることは、プロダクトマネージャー等について地域ニーズに合っている人選ができていない等の課題もあり、少なくとも地域で中小企業支援を実施している都道府県の意見を反映させるべきと考えられる。

【改正による効果】

中小企業を創業、成長支援、経営革新等から再生まで一貫して支援するという観点から見て、再生支援業務のみ国の役割とするのは不合理であり、国施策と絡む支援内容については国と連携して、地域の中小企業の実態を把握している都道府県が実施すれば、国が直接実施するよりも、より効果的な支援が可能となると考えられる。

兵庫県においては、(公財)ひょうご産業活性化センターを中核機関として県内の支援機関(19)と金融機関・大学等の連携団体(29)と「中小企業支援ネットひょうご」を構築しており、再生支援業務が県に移譲されれば、県内支援機関等との連携が密になることから、他の経営支援、雇用支援との一体的な運用や財源の有効活用が可能となり、ワンストップ総合支援体制が強化される。

根拠法令等

中小企業基本法第24条第4項、産業競争力強化法第127条

総括責任者(プロジェクトマネージャー)の選任に関しては、認定支援機関である各都道府県の財団法人や商工会議所等からの推薦を受け、再生支援に関する知見や地域金融機関との連携等を重視しつつ、国が了承(追認)しているもの。また、運営上も、総括責任者の選任要件として、金融機関からの現役出向者を排除し、総括責任者補佐も金融機関からの出向の場合、利害関係のある案件担当から除外することを求めている。かかる取り組みもあり、これまで、総括責任者が金融機関出身者であることをもって、相談者が安心して相談することができないといった声が聞こえてきたことはないが、そうした意見等があれば、真摯に制度等の説明をさせていただきたいと考えているところ。

また、再生支援は専門性が高い分野であり、他の中小企業支援とは性質を異にする。地域毎に支援にかかる運用が異なると、金融機関は債権放棄等の金融支援に応じることが極めて困難となることに加え、金融庁や国税等から認められている金融検査上の取扱い(貸出条件緩和債権としない取扱い)や課税上の取扱い(債務免除益課税の緩和、無税償却)を受けることも困難となるため、引き続き、国の関与が必要となっている。

さらには、都道府県は中小企業者への債権者として、直接貸付や債務保証をしており、その債権者である都道府県が事業再生を実施する場合、利益相反が懸念され、適正に認定支援機関の認定や監督を実施することは困難である。

なお、都道府県との連携については、各中小企業再生支援協議会の全体会議で各都道府県担当部署に出席・発言いただく等、連携を図っているところであるが、この他、中小企業支援センター等との連携を含め、引き続き、ご協力をお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

- ・地域の中小企業の実態を把握している都道府県に権限移譲することにより、より効果的な支援が可能になる。
- ・中小企業を創業、成長支援、経営革新等から再生まで一貫して支援するという観点から、再生支援業務のみを国の役割とするのは不合理であり、特に総括責任者の選任等にあたり課題があるものと認識している。
- ・再生支援は専門性が高いとの指摘であるが、地域において金融行政や各種企業支援に取り組んでいる都道府県において、十分に対応可能である。
- ・なお、利益相反については、国も高度化事業等で関与している。

全国知事会からの意見

・中小企業再生への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する中小企業再生支援に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。

地域毎に再生支援にかかる運用が異なると、金融機関は債権放棄等の金融支援に応じることが極めて困難となることに加え、金融庁や国税庁から認められている金融検査上の取扱い(貸出条件緩和債権としない取扱い)や課税上の取扱い(債務免除益課税の緩和、無税償却)を受けることも困難となるため、引き続き、国の関与が必要となっている。

総括責任者(プロジェクトマネージャー)の選任に関しては、認定支援機関である各都道府県の財団法人や商工会議所等からの推薦を受け、再生支援に関する知見や地域金融機関との連携等を重視しつつ、国が了承(追認)しているもの。また、運営上も、総括責任者の選任要件として、金融機関からの現役出向者を排除し、総括責任者補佐も金融機関からの出向の場合、利害関係のある案件担当から除外することを求めている。かかる取り組みもあり、選任等に課題はないものと考えている

ところ。

なお、高度化融資等について、国が直接の利害関係人として中小企業等に関わることはないと認識している。

上述の考えにより、ご要望には応じられない。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

記載なし

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 最終的な調整結果

管理番号 提案区分 提案分野

提案事項
(事項名)

提案団体

制度の所管・関係府省

求める措置の具体的内容

「地域商店街活性化に関する法律」の業務のうち、「地域コミュニティの担い手」として行う、「商店街活性化や支援に関する事務」の権限移譲

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】
本県は毎年180近い商店街等に対して各種支援を行い、商店街等の現状を熟知している。本県が当該事務の実施主体となることにより、県の持つ情報やネットワークを活用した円滑で効果的な事業計画及び執行を行うことができる。

根拠法令等

商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律
第4条から第7条及び第12条、第13条
地域商業自立促進事業要綱

商店街は、小売りの中でも売上の約4割を占めるなど大きな位置を占め、地域住民にとっても重要なインフラであり、その活性化は地域経済のみならず、国家的視点からも優先順位の高いものである。中小企業基本法第20条においても「国は商店街等の活性化を図るため、必要な施策を講ずる」とされている。

全国の商店街が衰退し地域経済の再生が国の政策として重要になる中、商店街支援は国として不可欠な取組となっている。

地域商店街活性化法では、全国の商店街にとって参考となる「商店街ならではの」取組を認定し、国の政策資源を集中的に投入して支援することとしている。また、こうした先進的な取組事例を広く全国に展開させるためには、全国的に普及・広報を行っていくことが必要不可欠である。したがって、全国の商店街について俯瞰することが可能であり、全国的な情報発信ネットワークを持つ国が認定権者として適切であると考えている。

補助事業についても、集中的支援の一環として国が行うことが適当である。

なお、都道府県や市町村などの地方公共団体は、自らの地域内の商店街についてはその実情を把握していることから、当該商店街の商店街活性化事業を認定する際には、これら地方公共団体の意見を聴取し、これに配慮することとしている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

地域商店街活性化への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する地域商店街活性化に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。

全国知事会からの意見

・地域商店街活性化への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する地域商店街活性化に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。

・地域商店街活性化への支援について、国としても限られた財政状況の中で、先進的なモデルケースとなり得る事業に財源を投入し、その政策効果を最大限上げていくためには、全国的な規模で適切な事業を選定した上で、優先的かつ集中的に支援する必要がある。ご意見にあるように47都道府県に分けて交付とした場合、メリハリを付けた配分の観点から、むしろ政策効果を薄めてしまうものと考えられる。

また、全国市長会・全国町村会からの意見において、「市町村への交付分については、国の関与とは別に、都道府県の関与が新たに加わることや、申請等に係る事務手続きの増加等への懸念もあることから、慎重に検討すべきである。」とのご意見をいただいているところであり、必ずしも地方自治体への交付に積極的ではないところもあると認識している。

・商店街施策での国と地方自治体との連携については、地域商店街活性化法第三条に基づく基本方針において、「地方公共団体との協調」が定められており、地方公共団体が独自に行うまちづくり施策や地方振興施策と国が認定する商店街活性化事業計画が調和がとれるものとなる必要があるとしている。このため、国は商店街活性化事業計画の認定に当たって都道府県及び市町村の意見を聴取しその意見を十分に配慮するほか、支援措置に関する情報提供を適切に行うなど、地方公共団体と協調して商店街活性化事業を実施することとしている。

4【経済産業省】

(19) 商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律(平21法80)

(i) 商店街活性化事業計画の認定(4条1項)及び商店街活性化支援事業計画の認定(6条1項)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、事業実施主体から提出された当該計画に係る情報提供を、原則として経済産業局に事前相談があった段階で行うとともに、意見聴取を行う。

(ii) 商店街活性化に対する補助(地域商業自立促進事業)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、支援要件等の公募に関する情報提供を行う。あわせて、事業への地方公共団体による関与の強い案件を優先的に採択するなどの措置を講ずる。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 最終的な調整結果

管理番号	638	提案区分	A 権限移譲	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	地域商店街活性化法に基づく商店街活性化事業計画の認定事務の権限委譲				
提案団体	長崎県				
制度の所管・関係府省	経済産業省				

求める措置の具体的内容

地域商店街活性化法に基づき商店街振興組合等が作成する商店街活性化事業計画の認定権限を都道府県に移譲する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】

地域商店街活性化法第4条において、商店街活性化事業を行おうとする商店街振興組合等は、作成した商店街活性化事業計画について経済産業大臣の認定を受けることができることとされている。

同法第11条により、国は商店街活性化事業の促進を図るため必要な支援を行うこととしており、国においては地域商店街への補助事業を各種実施しており、上記の計画認定を受けた事業には補助率の嵩上げも行っている。

申請については、申請者(商店街)が直接国(経済産業局)へ計画書等を提出し両者で内容を調整するため、県には、計画の最終案について意見照会がされるのみである。

商店街活性化に関する事務は地域の実情に応じた視点が必要であり、都道府県において認定事務を行うことにより、市町村や都道府県が実施する事業と横断的な連携を図るなど、計画実施の支援を進めることができ、商店街の活性化を図ることが可能となる。

根拠法令等

商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律第4条、第11条

商店街は、小売りの中でも売上の約4割を占めるなど大きな位置を占め、地域住民にとっても重要なインフラであり、その活性化は地域経済のみならず、国家的視点からも優先順位の高いものである。中小企業基本法第20条においても「国は商店街等の活性化を図るため、必要な施策を講ずる」とされている。

全国の商店街が衰退し地域経済の再生が国の政策として重要になる中、商店街支援は国として不可欠な取組となっている。

地域商店街活性化法では、全国の商店街にとって参考となる「商店街ならではの」取組を認定し、国の政策資源を集中的に投入して支援することとしている。また、こうした先進的な取組事例を広く全国に展開させるためには、全国的に普及・広報を行っていくことが必要不可欠である。したがって、全国の商店街について俯瞰することが可能であり、全国的な情報発信ネットワークを持つ国が認定権者として適切であると考えている。

補助事業についても、集中的支援の一環として国が行うことが適当である。

なお、都道府県や市町村などの地方公共団体は、自らの地域内の商店街についてはその実情を把握していることから、当該商店街の商店街活性化事業を認定する際には、これら地方公共団体の意見を聴取し、これに配慮することとしている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

全国知事会からの意見

・地域商店街活性化への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する地域商店街活性化に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。

各府省からの第2次回答

・地域商店街活性化への支援について、国としても限られた財政状況の中で、先進的なモデルケースとなり得る事業に財源を投入し、その政策効果を最大限上げていくためには、全国的な規模で適切な事業を選定した上で、優先的かつ集中的に支援する必要がある。ご意見にあるように47都道府県に分けて交付とした場合、メリハリを付けた配分の観点から、むしろ政策効果を薄めてしまうものと考えます。

また、全国市長会・全国町村会からの意見において、「市町村への交付分については、国の関与とは別に、都道府県の関与が新たに加わることや、申請等に係る事務手続きの増加等への懸念もあることから、慎重に検討すべきである。」とのご意見をいただいているところであり、必ずしも地方自治体への交付に積極的ではないところもあると認識している。

さらに地域商店街活性化法の計画認定についても、全国的な見地に立って、活性化に取り組む他の商店街にとって参考となるような事業を国が全国的な規模・視点で認定する必要があると考える。ご意見にあるように認定事務を都道府県に移譲するとした場合、全国的な視点の欠如と同時に、地方自治体毎に認定事務への取り組み姿勢に濃淡があることから、適切ではないと考える。(47都道府県中10県では、法定認定事例がない)

・商店街施策での国と地方自治体との連携については、地域商店街活性化法第三条に基づく基本方針において、「地方公共団体との協調」が定められており、地方公共団体が独自に行うまちづくり施策や地方振興施策と国が認定する商店街活性化事業計画が調和がとれるものとなる必要があるとしている。このため、国は商店街活性化事業計画の認定に当たって都道府県及び市町村の意見を聴取しその意見を十分に配慮するほか、支援措置に関する情報提供を適切に行うなど、地方公共団体と協調して商店街活性化事業を実施することとしている。

[再掲]

4【経済産業省】

(19) 商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律(平21法80)

(i) 商店街活性化事業計画の認定(4条1項)及び商店街活性化支援事業計画の認定(6条1項)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、事業実施主体から提出された当該計画に係る情報提供を、原則として経済産業局に事前相談があった段階で行うとともに、意見聴取を行う。

(ii) 商店街活性化に対する補助(地域商業自立促進事業)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、支援要件等の公募に関する情報提供を行う。あわせて、事業への地方公共団体による関与の強い案件を優先的に採択するなどの措置を講ずる。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 最終的な調整結果

管理番号	668	提案区分	A 権限移譲	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	地域商店街活性化地域振興に資する事務の希望市町村への移譲				
提案団体	堺市				
制度の所管・関係府省	経済産業省(中小企業庁)				

求める措置の具体的内容

国が公募する補助事業の中で地域振興に資するものは、希望する指定都市など地域に最も身近な基礎自治体に移譲すべきである。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

これまで国が実施していた施策の中でも、商店街の各種事業に対する補助(地域商業自立促進事業など、地域振興に資する支援事業については、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要であると考えます。地域の特性に精通している基礎自治体が、それら事業を具体的な施策として設計・運用する制度への変更、及びそれに伴う必要な財源措置(交付金)を講じて頂きたい。

工事内容に変更があった場合等、申請者である商店街は不慣れで説明資料の作成等の書類作成が困難なことが多く、地域の実情や工事内容を理解している地方自治体職員に問い合わせが入る場合があります。希望する基礎自治体に、地域振興に資する国の補助金の予算が配分され、移譲される権限と財源をもとに制度設計や運用をできるようになれば、地域の実情に合わせて、基礎自治体が既存施策と一体的に中小企業振興に取り組むことができ、中小企業に対してタイムリーかつ分かりやすい施策案内・活用を促すことが可能となります。

地域商店街等に身近な基礎自治体を実施することにより、地域商店街の一層の活性化に加えて、全国レベルのモデルとして国内に波及できるような取り組みとなることも期待できます。また、地域振興に資する補助金の中でも、全国的な視点のもと国が実施する必要があるものについては、運用面で基礎自治体により関与できるような仕組みができれば、より実効的な制度になると考えます。”

根拠法令等

商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律第11条
地域商業自立促進事業費補助金交付要綱

商店街は、小売りの中でも売上の約4割を占めるなど大きな位置を占め、地域住民にとっても重要なインフラであり、その活性化は地域経済のみならず、国家的視点からも優先順位の高いものである。中小企業基本法第20条においても「国は商店街等の活性化を図るため、必要な施策を講ずる」とされている。

全国の商店街が衰退し地域経済の再生が国の政策として重要になる中、商店街支援は国として不可欠な取組となっている。

地域商店街活性化法では、全国の商店街にとって参考となる「商店街ならではの」取組を認定し、国の政策資源を集中的に投入して支援することとしている。また、こうした先進的な取組事例を広く全国に展開させるためには、全国的に普及・広報を行っていくことが必要不可欠である。したがって、全国の商店街について俯瞰することが可能であり、全国的な情報発信ネットワークを持つ国が認定権者として適切であると考えている。

補助事業についても、集中的支援の一環として国が行うことが適当である。

なお、都道府県や市町村などの地方公共団体は、自らの地域内の商店街についてはその実情を把握していることから、当該商店街の商店街活性化事業を認定する際には、これら地方公共団体の意見を聴取し、これに配慮することとしている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

少子化や高齢化が急速に進行するなかで、基礎自治体に対しては、地域特性を踏まえ、生活者のニーズに合わせた身近な商業機能の充実などが求められている。特に、商店街については、地域コミュニティ機能やニーズに合った商業機能の充実により、賑わいのある商店街づくりへの支援が求められている。

そのような中、国が実施する地域商業自立促進事業等、地域振興に資する事業については、商店街を構成する店主や商店街と深い関わり合いを持つ周辺の住民や自治会、中小企業等に身近で、かつ、地域内の商業集積地の状況に精通している基礎自治体が、補助事業の設計や運用を担えるようになれば、自治体が持つ既存施策と一体的に地域の商店街活性化に取り組むことができ、商店街に対して、タイムリーかつ分かりやすい施策案内・活用を促すことが可能となると考える。

また、商店街や関係機関、基礎自治体などがより一層、連携して取り組むことにより、全国レベルのモデルとして国内に波及できるような取り組みとなることも期待できる。

なお、地域商業自立促進事業のうち、全国的な視点のもと国が実施する必要があるものについても、運用面で基礎自治体により関与できるような仕組みができれば、より実効的な制度になると考える。

全国知事会からの意見

・地域商店街活性化への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する地域商店街活性化に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

各府省からの第2次回答

・地域商店街活性化への支援について、国としても限られた財政状況の中で、先進的なモデルケースとなり得る事業に財源を投入し、その政策効果を最大限上げていくためには、全国的な規模で適切な事業を選定した上で、優先的かつ集中的に支援する必要がある。ご意見にあるように47都道府県に分けて交付とした場合、メリハリを付けた配分の観点から、むしろ政策効果を薄めてしまうものとする。

・商店街施策での国と地方自治体との連携については、地域商店街活性化法第三条に基づく基本方針にお

いて、「地方公共団体との協調」が定められており、地方公共団体が独自に行うまちづくり施策や地方振興施策と国が認定する商店街活性化事業計画が調和がとれるものとなる必要があるとしている。このため、国は商店街活性化事業計画の認定に当たって都道府県及び市町村の意見を聴取しその意見を十分に配慮するほか、支援措置に関する情報提供を適切に行うなど、地方公共団体と協調して商店街活性化事業を実施することとしている。

今後とも、地域の商店街・商業集積に精通している基礎自治体である市町村や都道府県の意見を十分に踏まえながら商店街活性化事業に取り組む必要があると考えている。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

[再掲]

4【経済産業省】

(19)商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律(平21法80)

(ii)商店街活性化に対する補助(地域商業自立促進事業)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、支援要件等の公募に関する情報提供を行う。あわせて、事業への地方公共団体による関与の強い案件を優先的に採択するなどの措置を講ずる。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 最終的な調整結果

管理番号	764	提案区分	A 権限移譲	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	地域商店街活性化法に関する認定事務及び地域商業自立促進事業の補助金交付事務の都道府県への移譲				
提案団体	兵庫県、徳島県				
制度の所管・関係府省	経済産業省				

求める措置の具体的内容

地域商店街活性化法による商店街活性化事業計画・商店街活性化支援事業計画の認定事務及び地域商業自立促進事業費補助金の交付事務を、必要となる人員、財源とともに、国から都道府県へ、移譲すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】

国は地方が行うことのできない全国レベルの先端的なモデル事業に限定し、全国的視点のもとで採択を行っているとしているが、国が地域商業自立促進事業として実施するにぎわい創出イベントの開催支援、地域住民のニーズに合った商店街の新陳代謝を図る取組、地域コミュニティの形成に向けた取組の支援は、県施策と内容が類似しており、支援の対象となる事業者にも差異はない(本県でも、国と同種の事業である、商店街新規出店・開業等支援事業、商店街支援事業、商店街整備事業等を実施)。

平成26年6月に国が認定した事業を見ても、①イベント開催、②地域コミュニティ活動拠点施設整備、③空き店舗を活用したアート活動支援、イベント開催等となっており、全国レベルの先端的なモデル事業とは考えられない。

【制度改正の必要性】

商店街の支援については、住民に身近な行政として地域の実情を熟知した地方公共団体に委ねるべきであり、また、商店街の商圈が複数の市町域にまたがることから、広域団体である都道府県が行う方が総合的な施策展開が望める。

そこで、地域商店街活性化法による商店街活性化事業計画・商店街活性化支援事業計画の認定事務及び地域商業自立促進事業費補助金の交付事務を国から都道府県へ移譲し、都道府県施策との一元化を図ることにより、総合的な商店街の活性化施策を実施する。

【想定される事業スキーム】

①金の流れ：経産省→県(交付金)→商店街振興組合等

②内容：経産省では、多種多岐にわたる補助金が毎年新設・増額されており、1件あたりの補助額も100万～5億円と幅広く設定されている。均等配分を求めているものではなく、商店街数など地域の実情に応じて配分されればよいと考える。

③全国的な視点から計画の認定及び補助金の採択

通常分は交付金として国の施策とも整合を図った都道府県の全体計画に基づいて配分、先導的かつ一定規模以上の事業については、経産省と個別協議するスキームで担保することが可能。

根拠法令等

地域商店街活性化法第4条～第7条、第11条、地域商業自立促進事業費補助金交付要綱

商店街は、小売りの中でも売上の約4割を占めるなど大きな位置を占め、地域住民にとっても重要なインフラであり、その活性化は地域経済のみならず、国家的視点からも優先順位の高いものである。中小企業基本法第20条においても「国は商店街等の活性化を図るため、必要な施策を講ずる」とされている。

全国の商店街が衰退し地域経済の再生が国の政策として重要になる中、商店街支援は国として不可欠な取組となっている。

地域商店街活性化法では、全国の商店街にとって参考となる「商店街ならではの」取組を認定し、国の政策資源を集中的に投入して支援することとしている。また、こうした先進的な取組事例を広く全国に展開させるためには、全国的に普及・広報を行っていくことが必要不可欠である。したがって、全国の商店街について俯瞰することが可能であり、全国的な情報発信ネットワークを持つ国が認定権者として適切であると考えている。

補助事業についても、集中的支援の一環として国が行うことが適当である。

なお、都道府県や市町村などの地方公共団体は、自らの地域内の商店街についてはその実情を把握していることから、当該商店街の商店街活性化事業を認定する際には、これら地方公共団体の意見を聴取し、これに配慮することとしている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

・国が認定する地域商業活性化法による計画及び採択する地域商業自立促進事業は、これまでの実績を見ても、全国レベルの先進的なモデル事業とは到底考えられない。

・商店街振興は、住民に身近な行政として地域の実情を熟知した地方公共団体に委ねるべきである。

・なお、全国発信に必要な情報は国に対して提供する。

全国知事会からの意見

・地域商店街活性化への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する地域商店街活性化に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

市町村への交付分については、国の関与とは別に、都道府県の関与が新たに加わることや、申請等に係る事務手続きの増加等への懸念もあることから、慎重に検討を行うべきである。

地域商店街活性化への支援について、国としても限られた財政状況の中で、先進的なモデルケースとなり得る事業に財源を投入し、その政策効果を最大限上げていくためには、全国的な規模で適切な事業を選定した上で、優先的かつ集中的に支援する必要がある。ご意見にあるように47都道府県に分けて交付とした場合、メリハリを付けた配分の観点から、むしろ政策効果を薄めてしまうものと考えます。

また、全国市長会・全国町村会からの意見において、「市町村への交付分については、国の関与とは別に、都道府県の関与が新たに加わることや、申請等に係る事務手続きの増加等への懸念もあることから、慎重に検討すべきである。」のご意見をいただいているところであり、必ずしも地方自治体への交付に積極的ではないところもあると認識している。

さらに地域商店街活性化法の計画認定についても、全国的な見地に立って、活性化に取り組む他の商店街にとって参考となるような事業を国が全国的な規模・視点で認定する必要があると考える。ご意見にあるように認定事務を都道府県に移譲とした場合、全国的な視点の欠如と同時に、地方自治体毎に認定事務への取り組み姿勢に濃淡があることから、適切ではないと考える。(47都道府県中10県では、法認定事例がない)

商店街施策での国と地方自治体との連携については、地域商店街活性化法第三条に基づく基本方針において、「地方公共団体との協調」が定められており、地方公共団体が独自に行うまちづくり施策や地方振興施策と国が認定する商店街活性化事業計画が調和がとれるものとなる必要があるとしている。このため、国は商店街活性化事業計画の認定に当たって都道府県及び市町村の意見を聴取しその意見を十分に配慮するほか、支援措置に関する情報提供を適切に行うなど、地方公共団体と協調して商店街活性化事業を実施することとしている。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

[再掲]

4【経済産業省】

(19) 商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律(平21法80)

(i) 商店街活性化事業計画の認定(4条1項)及び商店街活性化支援事業計画の認定(6条1項)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、事業実施主体から提出された当該計画に係る情報提供を、原則として経済産業局に事前相談があった段階で行うとともに、意見聴取を行う。

(ii) 商店街活性化に対する補助(地域商業自立促進事業)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、支援要件等の公募に関する情報提供を行う。あわせて、事業への地方公共団体による関与の強い案件を優先的に採択するなどの措置を講ずる。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 最終的な調整結果

管理番号	887	提案区分	A 権限移譲	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	地域の商店街等の活性化支援に関する事務・権限の都道府県への移譲				
提案団体	埼玉県				
制度の所管・関係府省	経済産業省				

求める措置の具体的内容

経済産業局等が行っている中小企業やベンチャーの支援、地域産業の振興、産学官連携推進に関する事務・権限のうち、地域の商店街等の活性化支援に関する事務・権限を都道府県に移譲すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性等】

県では、地域経済の担い手である中小企業に対して、資金融資、経営革新、技術開発等の支援を行っている。一方、経済産業局においても、中小企業の技術開発・人材育成等による事業高度化や経営の向上、新事業の創出等の支援、中心市街地の活性化等に関する事務を行っている。このため、中小企業への支援に関して、国と地方に窓口が分かれており、ワンストップでの総合的な支援が実現していない。

しかし、地域経済の担い手である中小企業への支援は、地域の情報やネットワークを有し、日頃から地域の中小企業と連携が深い都道府県が一元的に積極的に担うことにより、ワンストップで効果的・効率的に行える。こうしたことから、地域の商店街等の活性化支援に関する事務・権限(商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律第4条第1項に規定する商店街活性化事業計画の認定等)を都道府県に移譲すべきである。

また、これに関連する下記の補助事業等についても移譲すべきである(都道府県に交付金として交付し、都道府県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすること)。

商店街まちづくり事業

地域商店街活性化事業

商店街まちづくり事業(中心市街地活性化事業)補助金

地域商業自立促進事業補助金

ものづくり・商業・サービス補助金

根拠法令等

経済産業省組織規則第231条11号

商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律第4条第1、3、4項、第5条1、2、3項、第13条1項、第6条第1、3項、第7条第1、2、3項、第13条第2項

商店街まちづくり事業募集要領、地域商店街活性化事業募集要領、商店街まちづくり事業(中心市街地活性化事業)募集要領、地域商業自立促進事業募集要領

地域商業自立促進事業補助金交付要綱等

商店街は、小売りの中でも売上の約4割を占めるなど大きな位置を占め、地域住民にとっても重要なインフラであり、その活性化は地域経済のみならず、国家的視点からも優先順位の高いものである。中小企業基本法第20条においても「国は商店街等の活性化を図るため、必要な施策を講ずる」とされている。

全国の商店街が衰退し地域経済の再生が国の政策として重要になる中、商店街支援は国として不可欠な取組となっている。

地域商店街活性化法では、全国の商店街にとって参考となる「商店街ならではの」取組を認定し、国の政策資源を集中的に投入して支援することとしている。また、こうした先進的な取組事例を広く全国に展開させるためには、全国的に普及・広報を行っていくことが必要不可欠である。したがって、全国の商店街について俯瞰することが可能であり、全国的な情報発信ネットワークを持つ国が認定権者として適切であると考えている。

補助事業についても、集中的支援の一環として国が行うことが適当である。

なお、都道府県や市町村などの地方公共団体は、自らの地域内の商店街についてはその実情を把握していることから、当該商店街の商店街活性化事業を認定する際には、これら地方公共団体の意見を聴取し、これに配慮することとしている。

また、商店街まちづくり事業及び地域商店街活性化事業については、平成24年度に緊急経済対策として補正予算にて組成され、その機動的かつ継続的な実施が期待されるものであり、その性質上、国で実施することが適当である。

補助事業者の採択にあたっては、上記同様、各地方公共団体向け意見を聴取し、これに配慮すると同時に、地方公共団体からの支援表明書等を申請の要件としているところ。

中心市街地の活性化に関する事務については、施策効果の適正化・最大化を図るため、各地域の特性や近隣地域の状況等に配慮しつつ、国が地方自治体の枠を超えた全国的視点のもとで行う必要がある。

特に補助事業については、限られた財源の中で、周辺他地域の先導的モデルとなり得る事業のみに限定して採択を行う必要があり、中活法に基づき関係大臣の同意を得て内閣総理大臣の認定を行った市町村の作成する基本計画の中から全国的視点のもとで採択を行っているところ。

ものづくり・商業・サービス補助金については、補正予算に基づく経済対策の一環として、我が国産業の国際競争力の強化等を図るものであり、8月11日までに公募を終了(予定)。
したがって、その執行に当たっては、全国的視点を要するほか、(補正という性格上、原則連続性を有さない事業であるため、)移譲できない

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

地域の商店街等の活性化は、極めてローカルな課題であり、国が県や市町村を飛び越えて、一律に直接商業振興施策を推進する必要性は見当たらない。

商店街振興のための国の補助事業は、商店街に直接補助し商店街が事業実施主体となるものである。バブル崩壊・規制緩和後の体力の低下した商店街が自ら実施する商店街振興イベントやまちづくり等の事業に振り回され、商店街の繁栄、商業者の収益力向上に結びついておらず、商店街数、個人の小売事業所数は減少の一途をたどっている。

こうした状況に歯止めをかけるには、商店街はまず各個店の収益力向上に資する取組を行い、にぎわい創出のイベントやまちづくりの取組等は、極力市町村や地域住民、NPOなどの関係者を巻き込んで行う仕組みにする必要がある。

国庫補助事業採択時の地方公共団体への意見聴取は形式的なものにとどまっており、地域では本当に必要な取組を自ら考え実行していく運営力を欠き、商店街振興によって税収増等のメリットを享受する市町村が、地域振興の主体となりえていない。

従来型の支援スキーム、商店街振興施策は行き詰っており、地域住民の意向が反映され、地域の実情・特性をよく熟知している基礎的自治体である市町村が中心となって推進するものに変えていかなければならない。国は直接商店街に補助するのではなく、都道府県、市町村を通じた支援を行うべきである。

なお、ものづくり補助金、ものづくり・商業・サービス補助金については、同様の事業が平成24年補正、平成25年補正で連続して実施されており、必ずしも単発事業とは言えない。今後、同種の補助事業について

は、自由度を高めた上で地方に移譲すべきである。

全国知事会からの意見

・地域商店街活性化への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する地域商店街活性化に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

地域商店街活性化への支援について、国としても限られた財政状況の中で、先進的なモデルケースとなり得る事業に財源を投入し、その政策効果を最大限上げていくためには、全国的な規模で適切な事業を選定した上で、優先的かつ集中的に支援する必要がある。ご意見にあるように47都道府県に分けて交付とした場合、メリハリを付けた配分の観点から、むしろ政策効果を薄めてしまうものと考えます。

また、全国市長会・全国町村会からの意見において、「市町村への交付分については、国の関与とは別に、都道府県の関与が新たに加わることや、申請等に係る事務手続きの増加等への懸念もあることから、慎重に検討すべきである。」とのご意見をいただいているところであり、必ずしも地方自治体への交付に積極的ではないところもあると認識している。

商店街施策での国と地方自治体との連携については、地域商店街活性化法第三条に基づく基本方針において、「地方公共団体との協調」が定められており、地方公共団体が独自に行うまちづくり施策や地方振興施策と国が認定する商店街活性化事業計画が調和がとれるものとなる必要があるとしている。このため、国は商店街活性化事業計画の認定に当たって都道府県及び市町村の意見を聴取しその意見を十分に配慮するほか、支援措置に関する情報提供を適切に行うなど、地方公共団体と協調して商店街活性化事業を実施することとしている。

ものづくり・商業・サービス補助金は消費税率引上げによる駆け込み需要とその反動減を緩和することや、一時的な反動減の緩和のみならず、力強い成長軌道に早期に復帰できるよう経済の成長力底上げに資するとともに、持続的な経済成長の実現を目的とした緊急経済対策として、これまで国や自治体等で措置してこなかった施策を補正予算で(連続性を有さず)行ったものである。特に上記目的の性質上、全国一律で、同一基準で審査を行う必要があった。

なお、基準の中で地域性を考慮する必要性がある部分については、各都道府県中央会が事務局となっている地域採択審査委員会を構成する委員に都道府県又は公設試験場の職員を含めるなど、自治体の施策とも整合性を取っている。

また、地方産業競争力協議会(都道府県知事がメンバー)において、地域ブロックで重点的に振興を図ると決定した産業分野に該当する案件については、審査段階で加点を設けており、地域性や事業者のニーズ等に配慮した補助事業の運営が行われているところ。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

[再掲]

4【経済産業省】

(19) 商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律(平21法80)

(i) 商店街活性化事業計画の認定(4条1項)及び商店街活性化支援事業計画の認定(6条1項)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、事業実施主体から提出された当該計画に係る情報提供を、原則として経済産業局に事前相談があった段階で行うとともに、意見聴取を行う。

(ii) 商店街活性化に対する補助(地域商業自立促進事業)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、支援要件等の公募に関する情報提供を行う。あわせて、事業への地方公共団体による関与の強い案件を優先的に採択するなどの措置を講ずる。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 最終的な調整結果

管理番号 提案区分 提案分野

提案事項
(事項名)

提案団体

制度の所管・関係府省

求める措置の具体的内容

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】
事業の目的が、複数の中小企業等が連携して、世界に通用するブランド力の確立を目指す取組みに要する経費の一部を補助することにより、地域中小企業の海外販路の拡大を図るとともに、地域経済の活性化及び地域中小企業の振興に寄与することであることから、地方が地域の中小企業のニーズに基づき細かい支援を行うことが必要である。全国的な視点があるとしても地域振興に関するものであることから、自由度を高めて都道府県に交付すべきである。

根拠法令等

本事業は、地域間の公平性に配慮するのではなく、日本全体の輸出促進政策を踏まえた上で、全国的視野に立ってプロジェクトを選定しているため、都道府県に本事業に係る事務を移譲した場合、我が国JAPANブランドの普及推進に著しい支障が生じる。

また、平成25年度の本事業による支援件数は、全国で82件であり、最も多くの案件がある自治体でも9件にとどまり、微少な事務量を自治体に移譲して行うことは、行政効率の観点から著しく非効率であり、各自治体にとって、少ない案件数では海外展開支援のノウハウが蓄積し難く、引き続き国が一体的に支援を行うことが効率的であり、かつ妥当であることから、経済産業局が事務を行うことが適当である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

全国的な視点が必要である点に関して、経済産業局ごとに採択を行っている現状から見ると、採択の基準を明確にされれば全国的視点による採択が困難になることはなく、本事業の目的を逸脱することはないと思われる。

また、各都道府県が、地域の中小企業のニーズを踏まえ、独自の支援メニューに本事業を組み合わせることで活用すること等により本事業の申請件数が増加することが期待できるのではないか。

全国知事会からの意見

・JAPANブランド育成への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施するJAPANブランド育成支援に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。

本事業は、経済産業局ごとに採択審査を行っている訳ではなく、全国からの応募案件を本省において、全国的視点に立って一元的に審査し、採択しているものである。我が国全体の輸出促進のためにも、蓄積されたノウハウを活用するためにも、審査事務の効率性の観点からも、引き続き国が本省において一元的に審査及び採択を行うことが効果的かつ効率的である。

また、各都道府県が独自の支援メニューにより支援する案件について、国が「JAPANブランド」として都道府県と連携して支援を行うことにより、より高い効果が得られると考えられるため、引き続き国が本事業を実施していくことが適当である。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

4【経済産業省】

(23) JAPANブランド育成支援事業

国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、事業実施主体から提出された補助金事業計画に係る情報提供を行うとともに、当該計画について意見聴取を行う。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 最終的な調整結果

管理番号	261	提案区分	A 権限移譲	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	新たな需要を創造する新商品・サービスを提供するための創業支援に関する事務・権限の都道府県に移譲				
提案団体	埼玉県				
制度の所管・関係府省	経済産業省、経済産業省(中小企業庁)				

求める措置の具体的内容

経済産業局等が行っている中小企業やベンチャーの支援、地域産業の振興、産学官連携推進に関する事務・権限のうち、新たな需要を創造する新商品・サービスを提供するための創業支援に関する事務・権限を都道府県に移譲すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性等】

県では、地域経済の担い手である中小企業に対して、資金融資、経営革新、技術開発等の支援を行っている。一方、経済産業局においても、中小企業の技術開発・人材育成等による事業高度化や経営の向上、新事業の創出等の支援、中心市街地の活性化等に関する事務を行っている。

このため、中小企業への支援に関して、国と地方に窓口が分かれており、ワンストップでの総合的な支援が実現していない。

しかし、地域経済の担い手である中小企業への支援は、地域の情報やネットワークを有し、日頃から地域の中小企業と連携が深い都道府県が一元的に積極的に担うことにより、ワンストップで効果的・効率的に行える。

こうしたことから、新たな需要を創造する新商品・サービスを提供するための創業支援に関する事務・権限(中小企業の新たな事業の創出等)を都道府県に移譲すべきである。

また、これに関連する下記の補助事業等についても移譲すべきである(都道府県に交付金として交付し、都道府県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすること。)

地域需要創造型等起業・創業促進事業(創業補助金)

小規模事業者活性化補助金

根拠法令等

経済産業省組織規則第231条19号等

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第9条

地域需要創造型等起業・創業促進補助金交付要綱

現在、創業支援については産業競争力強化法に基づく市区町村の創業支援事業計画の認定や経営革新等支援機関の認定、商工会議所・商工会を通じて、対象者にきめ細かい支援を効果的且つ効率的に実施できている。また地域需要創造型等企業・創業促進事業(創業補助金)は、新たに創業を行う者に対して、その創業に要する経費の一部を助成する事業で新たな需要や雇用の創出を促し、ひいては経済の活性化をさせる目的である。また過去4回公募で応募件数15,000件以上の審査を実施した実績があることや、地域審査会による各地域に応じた審査や全国審査会による事業者のレベル統一を図る審査体制を既に整えている。これらを考慮すると既存スキームで創業支援を包括的に実施していくことが効率的且つ効果的であると思料し、引き続き経済産業局が創業支援に関する事務等を行うことが適当である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

現在、創業支援については産業競争力強化法に基づく市区町村の創業支援事業計画の認定を経済産業局で行っているが、国と市町村で完結してしまうことなく、この地域で創業支援の実績のある県が中心に入ったほうが、広域的なネットワーク構築など横のつながり支援等をより効果的に発揮することができる。

地域需要創造型等企業・創業促進事業(創業補助金)については、資金面で課題のある対象者支援として有効な施策であるが、創業前、創業時、創業後までのスパンで包括的支援を実施してきたのは県である。平成16年からの10年間で2,106件(平成26年7月末現在)の創業を支援してきた本県での実績及び対象者志向のワンストップサービスのさらなる充実を図るという観点からも補助金事業を県で実施することが適当である。

全国知事会からの意見

・新たな需要を創造する新商品・サービスを提供するための創業への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する新たな需要を創造する新商品・サービスを提供するための創業支援に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めたと上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。

各府省からの第2次回答

平成25年6月に閣議決定された「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」において、「我が国の起業・創業を大幅に増加させ、開業率が廃業率を上回る状態にし、開業率・廃業率が米国・英国レベル(10%)になることを目指す」という目標が掲げられている。

創業補助金は、新たに創業を行う者に対して、その創業に要する経費の一部を助成する事業で新たな需要や雇用の創出を促し、我が国経済を活性化させることを目的としている。上記の国としての目標を確実に達成するためには、その採択において、事業の独創性、収益性や資金繰りといった事業継続性等について、全国的な視点から一定レベルに達した者を全国規模で広く支援することが必要。

現在、創業補助金の採択にあたっては、申請受付、問い合わせ対応、確定検査等の事務を実施するために47都道府県に置かれた都道府県の外郭団体や商工会等の地域事務局において、専門家(学識者、弁護士、公認会計士等)による書面審査及び地域審査会を経た後、全国審査会において審査を行うことにより都道府県間の審査レベルを調整し、一定水準以上の創業を支援する体制を構築しており、引き続き同体制にて実施することが必要である。

他方、全国的な一定の水準を確保しつつ、都道府県の知見を活用させていただく観点から、都道府県の担当者に地域審査会にご参加いただくことを検討することとしたい。

[再掲]

4【経済産業省】

(22)産業競争力強化法(平25法98)(総務省と共管)

(iii)創業等に要する経費に対する補助(地域需要創造型等起業・創業促進補助金)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県の担当者が地域審査会に参加できるようにするなどの措置を講ずる。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 最終的な調整結果

管理番号	888	提案区分	A 権限移譲	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	商工会・商工会議所と一体となった販路開拓に関する事務・権限の都道府県への移譲				
提案団体	埼玉県				
制度の所管・関係府省	経済産業省				

求める措置の具体的内容

経済産業局等が行っている中小企業やベンチャーの支援、地域産業の振興、産学官連携推進に関する事務・権限のうち、商工会・商工会議所と一体となった販路開拓に関する事務・権限を都道府県に移譲すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性等】
県では、地域経済の担い手である中小企業に対して、資金融資、経営革新、技術開発等の支援を行っている。一方、経済産業局においても、中小企業の技術開発・人材育成等による事業高度化や経営の向上、新事業の創出等の支援、中心市街地の活性化等に関する事務を行っている。
このため、中小企業への支援に関して、国と地方に窓口が分かれており、ワンストップでの総合的な支援が実現していない。
しかし、地域経済の担い手である中小企業への支援は、地域の情報やネットワークを有し、日頃から地域の中小企業と連携が深い都道府県が一元的に積極的に担うことにより、ワンストップで効果的・効率的に行える。
こうしたことから、商工会・商工会議所と一体となった販路開拓に関する事務・権限を都道府県に移譲すべきである。
また、これに関連する下記の補助事業等についても移譲すべきである(都道府県に交付金として交付し、都道府県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすること。)
地域力活用市場獲得等支援事業

根拠法令等

経済産業省組織規則第231条21号
中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第11条第1項
小規模事業者持続化補助金交付要綱(日本商工会議所及び全国商工会連合会)
地域力活用市場獲得等支援補助金交付要綱

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

小規模事業者持続化補助金による商工会・商工会議所と小規模事業者が一体となった販路開拓支援については、商工会・商工会議所の全国団体である全国商工会連合会・日本商工会議所と連携し実施している事業である。

その採択・執行に当たっては全国で公平性を確保した審査・執行体制を構築しており、都道府県の判断で柔軟に対象団体に交付できる交付金とすることは、都道府県間で不公平な執行状況が生まれかねず、移譲できない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

都道府県は地元の商工会・商工会議所、企業との距離が近く、補助金の執行に伴う経営計画の策定や販路開拓の課題に対しても、横断的な対応が可能である。このように地域と結びつきの深い事業については、都道府県が担う方が適当である。

補助金の採択・執行については、採択審査基準の明確化や事務執行マニュアルの整備により全都道府県で統一したルールを構築でき、不公平は生じないと考える。

全国知事会からの意見

・販路開拓への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する販路開拓に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

小規模事業者持続化補助金による商工会・商工会議所と小規模事業者が一体となった販路開拓支援も含めた地域力活用市場獲得等支援事業は、平成25年度補正予算により措置されている事業であり、既に執行も行っていることから、移譲できない。

なお、本事業の執行においても、できる限り優れた取組を採択するため、全国商工会連合会・日本商工会議所において、全国からの提案を相対評価によって審査・採択を行っているところ。全国規模の相対評価は、採択審査基準の明確化や事務執行マニュアルの整備によって行うことはできないと考える。

一方、小規模企業振興基本法に基づく小規模企業振興基本計画において、「国は、関係省庁が緊密な連携を行い、一体となって、地方公共団体ともよく連携しつつ、(中略)小規模企業の振興を図るための施策を効果的に展開する。」と記載しているところ、小規模企業の振興に当たっては、地方公共団体と連携しながら取り組むことが重要と認識している。今後の小規模企業の振興に関する施策の実施に当たっては、都道府県と対話をし、その結果、協力を深める仕組みなど、より一層密に連携するための方策を検討してまいりたい。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

記載なし

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 最終的な調整結果

管理番号	942	提案区分	A 権限移譲	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	新連携支援に関する事務の都道府県への権限移譲				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省	経済産業省				

求める措置の具体的内容

「戦略的基盤技術高度化支援事業」執行、フォローアップ及び成果普及 等

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

「戦略的基盤技術高度化支援事業(サポイン)」 「中小企業・小規模事業者連携促進支援補助金」の執行、フォローアップ及び成果普及業務を都道府県に移譲。
※従前のスキームで国庫補助金とし、間接補助先を都道府県とすることを想定している。
※地域の実情に応じた弾力的運用ができる補助率の設定をしてほしい。(現行:国2/3 ⇒ 例:国2/3、都道府県 1/3以内など)
「戦略的基盤技術高度化支援事業」については、移譲を行うことで、従前から都道府県で実施している施策との整合性を図り、より効果のある支援策として展開することが可能と考える。
連携体に属する企業の所在地が都道府県を跨っていても、補助事業主は代表となる一社だけであることから、都道府県単独でも交付事務は行えるものとする。

根拠法令等

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行令 第10条第1項、同条第2項、第11条第1項、第12条第1項

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

中小ものづくり高度化法は、中小企業によるものづくり基盤技術に関する研究開発及びその成果の利用を促進するための措置を講ずることで、中小企業のものづくり基盤技術の高度化を図り、我が国の製造業の国際競争力の強化及び新たな事業の創出を目的としており、単なる地域経済のニーズを超えて、国民経済全体の発展を図るものである。

したがってその認定等については、全国的視点に立って、経済産業大臣の責任とされており、移譲できない

また、この法に基づく補助事業についても同様の視点が不可欠であることから移譲できない

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

「全国的視点」により全国画一的に国が事業を行うよりも、地域の中小企業を熟知した都道府県が事業執行、補助金執行業務等を担ったほうが、従前から都道府県で実施している施策との整合性を図り、より効果のある支援策として展開することが可能と考える。

なお、移譲と同時に補助事業については、都道府県を実施主体にするか、若しくは間接補助先とするべきである。

全国知事会からの意見

・新連携への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する新連携支援に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

中小ものづくり高度化法は、中小企業によるものづくり基盤技術に関する研究開発及びその成果の利用を促進するための措置を講ずることで、中小企業のものづくり基盤技術の高度化を図り、我が国の製造業の国際競争力の強化及び新たな事業の創出を目的としており、単なる地域経済のニーズを超えて、国民経済全体の発展を図るものである。

なお、認定基準は本法第4条、補助金の採択基準は公募要領に明記してあるところであり、全国的な効率性を担保する観点から、必ずしも各都道府県ごとに一定割合を認定、採択するものではないため、権限の移譲は困難である。

(ちなみに、平成26年度に新規採択された案件は150件あり、御提案の神奈川県では2件を採択しているが、9県においては1件も採択がなく、一律的な執行体制の構築は困難)

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

[再掲]

4【経済産業省】

(14) 中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律(平18法33)

法4条3項に基づき認定された特定研究開発等計画に基づく特定研究開発等に対する補助等(戦略的基盤技術高度化支援事業)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県における相談事務の強化を目的とした公募前の情報提供及び意見交換を行うとともに、都道府県に対し、交付決定等に係る情報提供を行う。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 最終的な調整結果

管理番号	890	提案区分	A 権限移譲	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	中小企業・小規模事業者の高度人材育成支援に関する事務・権限の都道府県への移譲				
提案団体	埼玉県				
制度の所管・関係府省	経済産業省				

求める措置の具体的内容

経済産業局等が行っている中小企業やベンチャーの支援、地域産業の振興、産学官連携推進に関する事務・権限のうち、中小企業・小規模事業者の高度人材育成支援に関する事務・権限を都道府県に移譲すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性等】

県では、地域経済の担い手である中小企業に対して、資金融資、経営革新、技術開発等の支援を行っている。一方、経済産業局においても、中小企業の技術開発・人材育成等による事業高度化や経営の向上、新事業の創出等の支援、中心市街地の活性化等に関する事務を行っている。

このため、中小企業への支援に関して、国と地方に窓口が分かれており、ワンストップでの総合的な支援が実現していない。

しかし、地域経済の担い手である中小企業への支援は、地域の情報やネットワークを有し、日頃から地域の中小企業と連携が深い都道府県が一元的に積極的に担うことにより、ワンストップで効果的・効率的に行える。

こうしたことから、中小企業・小規模事業者の高度人材育成支援に関する事務・権限(中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律第16条に規定する国の施策等)を都道府県に移譲すべきである。

また、これに関連する下記の補助事業等についても移譲すべきである(都道府県に交付金として交付し、都道府県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすること。)

中小企業・小規模事業者人材対策事業(地域中小企業の人材確保・定着支援事業)

中小企業・小規模事業者人材対策事業(中小企業新戦力発掘プロジェクトコーディネート等事業)

中小企業・小規模事業者人材対策事業(新卒者就職応援プロジェクトコーディネイト等事業)

根拠法令等

中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律第16条

中小企業・小規模事業者人材対策事業に係る委託要綱、補助金交付要綱

一般に求職活動は、当該都道府県内に限らず、県境を越えて就職するケースも少なくない。他方求人も同一県内の者に限ることなく、優秀な人材を求めて広く行われる場合も少なくない。こうした観点から、地域中小企業の人材確保・定着支援事業においては、県単位を基本としつつも広域で事業が実施できる制度とし、さらに人材交流から定着支援まで一貫した支援ができる制度としている。また、今後は地域の人材を確保するため、UIターンを含めた広域的な人材活用に向けた事業展開も想定されるところである。また、中小企業新戦力発掘プロジェクト、新卒者就職応援プロジェクトについては、特に首都圏、近畿圏におけるインターンシップについては県境にとらわれずに広域でのマッチングも存在するため、ブロック単位で事業を実施しているところであり、効果的に事業が遂行できている。都道府県に委譲した場合、上述のような広域の人材確保は困難となり、中小企業の人材確保も域内間における限定的なものとなる。したがって、当該事業については、国が補助事業等を行うことが適当である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

人材確保・定着支援事業の実施を県が主体的に担うことにより県境を越えた就職支援が妨げられるとの指摘には何ら根拠がない(国の出先機関もブロック単位であり、一定の所管区域という概念があるのは同様である。)。特に女性は、仕事と家庭の両立のため、自宅近くで働くことを希望している。

現在、県が実施している同種の事業(合同企業説明会や企業見学バスツアーなど)では、参加者を県内在住者に限定することなく、幅広いマッチングを行っている。

また、産業、雇用、教育など全て包括した総合行政主体である県の方が、府省の縦割りを超えた横断的な事業展開も可能である。

このため中小企業・小規模事業者の高度人材育成支援に関する事務権限を直ちに都道府県に移譲すべきである。

全国知事会からの意見

・中小企業・小規模事業者の高度人材育成への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する中小企業・小規模事業者の高度人材育成支援に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。

各府省からの第2次回答

御指摘の中小企業・小規模事業者人材対策事業(地域中小企業の人材確保・定着支援事業、中小企業新戦力発掘プロジェクト、新卒者就職応援プロジェクト)は、基金事業の一環で実施してきたものであるが、平成26年度で終了する予定である。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

記載なし

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 最終的な調整結果

重点事項通番： 23

管理番号	369	提案区分	A 権限移譲	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく指導・助言、報告徴収及び立入検査権限の移譲				
提案団体	九州地方知事会				
制度の所管・関係府省	経済産業省				

求める措置の具体的内容

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく指導・助言、報告徴収及び立入検査権限を、並行権限として、希望する都道府県に移譲すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【必要性】エネルギー政策基本法第6条においては、「地方公共団体は、基本方針にのっとり、エネルギーの需給に関し、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、その区域の実状に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」こととされている。地方公共団体は、本規定に基づき、特に地域として取り組むべき「エネルギー使用の合理化(省エネルギー)の促進」「再生可能エネルギーの普及」の施策の充実等に努めている。

これらの取組みをより効果的なものとするため、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく、電気事業者及び認定発電設備を用いて再生可能エネルギー電気を供給する事業者に対する指導・助言、報告徴収及び立入検査権限を、並行権限として、都道府県に移譲する必要がある。

【具体的な効果】地方公共団体においては、再生可能エネルギー普及促進のための取組みを行っているが、地域におけるエネルギーの普及状況や課題等を把握することができず、また指導・助言する権限もないため、取組の成果が限定的となっている。今回の権限移譲が実現すれば、再生可能エネルギー発電設備を設置しようとする事業者からの相談等に対し、都道府県において地域の実状に応じた適切な対応が可能となることから、健全な再生可能エネルギーの普及促進が期待される。民間事業者が、地元との調整を行わないまま太陽光発電等の開発計画を進めた結果、地元とトラブルとなり、地方公共団体が対応に苦慮するケースが全国的に増加している。(福岡県においても、内容証明郵便により県庁に苦情が寄せられた事例がある。)地域に近接した都道府県に権限を付与することにより、地元との調整等について対応が可能となれば、このようなトラブルも減少することが期待される。

【効果的な取組みとするための工夫】「求める措置の具体的内容」にあわせて、当該法令に基づき国において収集した事業者等情報を、都道府県の求めに応じ提供することで、より効果的な取組とすることができる。

根拠法令等

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第4条、第5条、第40条

以下の理由により、「C 対応不可」ただし、一部において「D 現行規定により対応可能」である。

・電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(以下、「同法」という。)第4条、第5条における電気事業者への指導・助言はそれぞれ、特定供給者から特定契約の申し込みがあり、特定契約の円滑な締結のため必要があると認めるとき(同法第4条第2項)、特定供給者から認定発電設備と電気工作物(電気事業法第二条第一項第16号に規定)とを電気に接続することを求めたとき(同法第5条第2項)に行うことができるとされており、ご要望の「地域におけるエネルギーの普及状況や課題等を把握」「地域の実情に応じた適切な対応」「民間事業者が、地元との調整を行わない」等に応じて行うものではない。

また、同法第40条における電気事業者若しくは認定発電設備を用いた特定供給者に対する報告徴収及び立入検査権限は、「この法律の施行に必要な限度において」と限定されており、ご要望の「地域におけるエネルギーの普及状況や課題等を把握」「地域の実情に応じた適切な対応」「民間事業者が、地元との調整を行わない」等に応じて行うものではない。

なお、地方自治行政として、再生可能エネルギー発電事業者に対する指導・助言について、地方自治法に沿って条例を制定している自治体も存在し、現行規定でも対応可能である。

・また、系統連系に関しては、各都道府県にまたがる対応が必要となるため、国が広域的な視点に立って対応を行うことが必要である。

・当該法令に基づき国において収集した事業者等情報については、情報公開法上の不開示情報に該当する情報が含まれるため、原則非公開としている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

○「地域におけるエネルギーの普及状況や課題等を把握」「地域の実情に応じた適切な対応」等は、あくまで円滑に「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」(以下、「同法」という。)第1条の目的である「電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源の利用を促進」する趣旨を述べたものあって、同法に規定された権限行使の要件を無視して移譲を求めているわけではない。

○再生可能エネルギー発電事業を計画する事業者、住民から多くの相談等が寄せられており、こうした実態を踏まえ、少なくとも当該相談等に対応するためには、地方自治体が関与する根拠として報告徴収、指導・助言の権限が必要であり、地方側としても地方自治の本旨に従って同法の目的を達成したいと考える。

○条例により対応が可能とあるが、事業者に対し法・条例双方の事務対応を求めることは、事業者の負担増となることから、権限移譲(並行権限)による対応が適当と考える。

○系統連系に関しては、一の都道府県内で対応可能な個別事案については、近接性の観点から、都道府県による対応が適当と考える。一方、各都道府県にまたがる対応が必要な場合等は、並行権限により国が対応することとしてはどうか。

○「当該法令に基づき収集した事業者等情報には、情報公開法上の不開示情報が含まれる」とあるが、地方公務員法により地方公務員にも守秘義務が課されており、一般国民への情報公開と同列に議論すべきではない。

全国知事会からの意見

・関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実験による検討を求める。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

ただし、移譲については、第4条、第5条、第6条、第40条を一体として検討する必要がある。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

- 9月3日(水)のヒアリングでは、再生可能エネルギー発電設備の認定基準は技術的な事項を定めたものであり、地域によって認定に差が出るものではなく、理論的には都道府県に移譲可能との話であった。権限移譲に向けた具体的な検討を早期に進めることとし、スケジュールを明示していただきたい。
- 法の目的に「再生可能エネルギー源の利用を促進」することや「地域の活性化」が規定されていることからすれば、9月3日(水)のヒアリングで御指摘したとおり、発電設備の認定に当たって地元とのトラブルを防止し、設備を普及するために地元

各府省からの第2次回答

回答区分 E 提案の実現に向けて対応を検討

- 再生可能エネルギー発電の普及は、国のエネルギー政策の一部を担うものであること、また、広域的な電力系統への受入れが必要であることを大前提に、再生可能エネルギー発電設備の立地に当たっては、地域の実情を踏まえ、円滑に実施されることが重要。
- その上で、再生可能エネルギー発電設備の円滑な立地をどのように実現するかについては、例えば、①再エネ特措法上の認定等の権限を地方自治体に移譲すること、②立地に当たっては地方自治体の意見を聴く規定を設けること、③認定情報を地方自治体に提供すること等も含め、新エネルギー小委員会の場も活用しつつ、議論を深めてまいりたい。
- 仮に、再エネ特措法上の権限を移譲する場合には、その適切な権限行使のため、関連する事務を一体的に移譲する必要があると考えている。
- なお、森林法等の関連法令・条例については、発電事業者は当然遵守すべきものであり、その遵守については、各個別法令等において罰則等により担保されているものと理解。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

- 4【経済産業省】
 - (20)電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平23法108)
 - (i)以下に係る事務・権限については、都道府県等の意見も踏まえつつ、地方に移譲する場合の国のエネルギー政策と地域振興の整合性確保の在り方や、これを踏まえた実施主体、国の関与の在り方等について、検討を行い、平成27年中に結論を得る。
 - ・電気事業者に対する特定契約の締結に関する指導、助言、勧告及び命令(4条2項から4項)
 - ・電気事業者に対する電気事業者がその事業の用に供する電気工作物との接続に関する指導、助言、勧告及び命令(5条2項から4項)
 - ・再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定等(6条)
 - ・電気事業者等に対する報告徴収及び立入検査(40条1項から3項)
 - (ii)再生可能エネルギーの普及に資するため、再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定について、都道府県への情報提供を行う。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 最終的な調整結果

重点事項通番: 23

管理番号	507	提案区分	A 権限移譲	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく再生可能エネルギー発電の認定権限等の都道府県への移譲				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省	経済産業省				

求める措置の具体的内容

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく、再生可能エネルギー発電の認定に関する事務を都道府県に移譲

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

再生可能エネルギーで発電した電気を、固定価格買取制度を利用して電気事業者(電力会社)に売却するためには、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第6条に基づき、発電設備の認定を受ける必要がある。

この発電設備の認定の基準は、「点検及び保守を行うことを可能とする体制が国内に備わっていること」、「供給する電気の量を的確に計測できる構造であること」、「太陽光発電設備であるときは、(一定)移譲の性能を有する太陽電池を利用するものであること」など、もっぱら技術的な観点から定められている。そのため認定を受けた後に、土地所有者や地域住民との調整が整わず、事業化を断念するケースや認定の取り消しを受けるケースが相次いでいる。また、自治体にとっても、次のような課題が生じている。

地域の土地利用計画等との整合性
メガソーラー等の大規模な太陽光発電設備の設置が急速に進んでいるが、地域の土地利用計画との調整、森林法に基づく林地開発許可、農地法に基づく農地転用許可等の前に認定されることから、地域住民とトラブルが発生するケースが生じている。また、景観に及ぼす影響も大きいことから、自治体によっては条例を制定し、事前の届出を義務付けているケースもある。

再生可能エネルギーの普及状況の把握
設備を認定した件数と容量(発電出力)は、再生可能エネルギーの種類ごとに、毎月、都道府県別に公表されているが、設備の所在地や設置する者など、具体的な情報が公表されていない。したがって、自治体は再生可能エネルギーの普及状況を詳細に把握することができず、また、効果的な普及促進策を検討することが困難となっている。

設備の認定に関する事務が都道府県に移ると、地域の土地利用計画等と整合性を図った運用が可能となり、また、効果的な普及促進策を検討し、実施することができる。

なお、設備の認定に関する技術的な基準については、技術革新の状況等を考慮して、引き続き国が定めることが効率的である。また認定の申請手続きは既に電子化されており、このシステムの運用も引き続き国が行うことが効率的である。

根拠法令等

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第6条

以下の理由により、「C 対応不可」ただし、一部において「D 現行規定により対応可能」である。

・電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第6条(以下、「本条項」という。)に規定される再生可能エネルギー電気の発電の認定権限の地方への移譲に関して、本条項により認定された発電設備により発電された再生可能エネルギー電気は、広く国民の負担によりまかなわれることから、国が全国一律の基準で認定を行うことが必要であるため、本条項でも国による認定をうけるものとしている。

・設備認定の状況については、定期的に資源エネルギー庁のHP (http://www.fit.go.jp/statistics/public_sp.html)において市町村別で公表されているところ。一方で、当該法令に基づき国において収集した事業者等情報については、情報公開法上の不開示情報に該当する情報が含まれるため、原則非公開としている。

・地域の土地利用計画等との整合性については、自治体によっては、地方自治法に沿って再生可能エネルギー発電設備に関する条例を制定し、その範囲において指導・助言などを行っている自治体もあり、現行規定でも対応可能である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

・再生可能エネルギー電気の発電設備の認定権限については、認定の基準が技術的なものであること、また、法律に基づき、国が定めた基準により都道府県知事が許認可等を行っている例は少なくないことから、移譲を求めているもの。

・設備認定の状況については、市町村別の認定件数、認定容量等が公表されるようになったが、認定された発電設備により発電された再生可能エネルギー電気は、広く国民の負担により賄われることを考慮すれば、事業者の名称を含む詳細な情報を地方団体に提供すべきである。

・再生可能エネルギー発電設備に対する条例制定の先事例については、景観上の要請に基づき制定された事例があるが、景観上の要請ならば、その地方独自の問題であることから条例対応も選択肢と成り得るが、農地法や森林法などの手続きに先立ち認定が行われ、その結果、整合性を欠きトラブルが生じるといった状況は、全国共通の問題であり、地方自治体それぞれの個別条例に委ねるべきではないと考える。

全国知事会からの意見

・関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実験による検討を求める。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

ただし、移譲については、第4条、第5条、第6条、第40条を一体として検討する必要がある。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 9月3日(水)のヒアリングでは、再生可能エネルギー発電設備の認定基準は技術的な事項を定めたものであり、地域によって認定に差が出るものではなく、理論的には都道府県に移譲可能との話であった。権限移譲に向けた具体的な検討を早期に進めることとし、スケジュールを明示していただきたい。

○ 法の目的に「再生可能エネルギー源の利用を促進」することや「地域の活性化」が規定されていることからすれば、9月3日(水)のヒアリングで御指摘したとおり、発電設備の認定に当たって地元とのトラブルを防止し、設備を普及するために地元

○再生可能エネルギー発電の普及は、国のエネルギー政策の一部を担うものであること、また、広域的な電力系統への受入れが必要であることを大前提に、再生可能エネルギー発電設備の立地に当たっては、地域の実情を踏まえ、円滑に実施されることが重要。

○その上で、再生可能エネルギー発電設備の円滑な立地をどのように実現するかについては、例えば、①再エネ特措法上の認定等の権限を地方自治体に移譲すること、②立地に当たっては地方自治体の意見を聴く規定を設けること、③認定情報を地方自治体に提供すること等も含め、新エネルギー小委員会の場も活用しつつ、議論を深めてまいりたい。

○仮に、再エネ特措法上の権限を移譲する場合には、その適切な権限行使のため、関連する事務を一体的に移譲する必要があると考えている。

○なお、森林法等の関連法令・条例については、発電事業者は当然遵守すべきものであり、その遵守については、各個別法令等において罰則等により担保されているものと理解。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

[再掲]

4【経済産業省】

(20)電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平23法108)

(i)以下に係る事務・権限については、都道府県等の意見も踏まえつつ、地方に移譲する場合の国のエネルギー政策と地域振興の整合性確保の在り方や、これを踏まえた実施主体、国の関与の在り方等について、検討を行い、平成27年中に結論を得る。

・電気事業者に対する特定契約の締結に関する指導、助言、勧告及び命令(4条2項から4項)

・電気事業者に対する電気事業者がその事業の用に供する電気工作物との接続に関する指導、助言、勧告及び命令(5条2項から4項)

・再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定等(6条)

・電気事業者等に対する報告徴収及び立入検査(40条1項から3項)

(ii)再生可能エネルギーの普及に資するため、再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定について、都道府県への情報提供を行う。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 最終的な調整結果

管理番号 提案区分 提案分野

提案事項
(事項名)

提案団体

制度の所管・関係府省

求める措置の具体的内容

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

根拠法令等

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

・本交付金に関する権限を移譲することは、本交付金の事業主体と審査主体が同一になることとなり、利益相反が生じることから不適當。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

利益相反が生じるものについてはやむを得ないが、入札減少金の発生による事業費の減が30%未満の場合でも、変更申請の後、交付金対象事業の内、別の事業に充当できるようにするなど、弾力的な活用が可能となるよう、引き続き、制度の改善・拡充について検討いただきたい。

全国知事会からの意見

・電源三法等による交付金制度や特例措置については、関係地方公共団体の自主的、弾力的な活用が可能となるよう制度の改善・拡充を図るべきである。

各府省からの第2次回答

回答区分 D 現行規定により対応可能

当初の提案については対応不可であるが、『各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見』については、
現行の交付規則第19条第3項にて対応可能である。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

6【経済産業省】

(8) 発電用施設周辺地域整備法(昭49法78)

電源立地地域対策交付金における入札による金額の減少については、減少額が交付対象経費の30%未満の場合にも、変更承認申請(電源立地地域対策交付金交付規則(平16文部科学省・経済産業省告示2)19条3号)及び新たな交付申請(同規則17条1項)が可能であることを、地方公共団体に通知する。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 最終的な調整結果

管理番号	854	提案区分	A 権限移譲	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	原子力発電施設立地地域共生交付金交付規則における事業採択及び交付額配分等の都道府県への移譲				
提案団体	愛媛県				
制度の所管・関係府省	経済産業省(資源エネルギー庁)				

求める措置の具体的内容

原子力発電施設立地地域共生交付金における事業の採択や交付額の配分などの権限を都道府県に移譲する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

現行制度は、膨大な国への申請処理があり、また採択事業が限定されていること及び一旦国へ事業計画を提出した後の変更手続に柔軟性を欠くなど、地方の自由裁量を尊重した制度スキームとはなっていない。当交付金は県が作成する地域振興計画に基づき、交付されるものであるが、入札減少金が生じ、執行額が事業ごとの計画額を割り込んだ場合には、他の行政需要事業に充当できず、交付限度額どおりの交付が受けられない。

原子力発電施設立地地域共生交付金交付規則第3条第3項に規定する大臣の承認が必要な地域振興計画の策定や変更について、県の裁量で策定や変更ができるよう権限を移譲する。

地域振興計画の策定・変更について、国の承認を不要とし、届出制などとする制度設計とする。

煩雑な事務手続が軽減され、使い勝手の良い制度となる。

根拠法令等

原子力発電施設立地地域共生交付金交付規則第3条、第9条

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

・本交付金に関する権限を移譲することは、本交付金の事業主体と審査主体が同一になることとなり、利益相反が生じることから不適當。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

利益相反が生じるものについてはやむを得ないが、入札減少金の発生により、執行額が事業ごとの計画額を割り込む場合には、交付金対象事業の内、別の事業に充当できるようにするなど、弾力的な活用が可能となるよう、引き続き、制度の改善・拡充について検討いただきたい。

全国知事会からの意見

・電源三法等による交付金制度や特例措置については、関係地方公共団体の自主的、弾力的な活用が可能となるよう制度の改善・拡充を図るべきである。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

本交付金は、補助金適正化法の適用を受ける交付金であり、交付申請内容と異なる事業への充当は不適當。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

記載なし

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 最終的な調整結果

管理番号 提案区分 提案分野

提案事項
(事項名)

提案団体

制度の所管・関係府省

求める措置の具体的内容

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

現行制度は、膨大な国への申請処理があり、また採択事業が限定されていること及び一旦国へ事業計画を提出した後の変更手続に柔軟性を欠くなど、地方の自由裁量を尊重した制度スキームとはなっていない。当交付金は県が作成する地域振興計画に基づき、交付されるものであるが、入札減少金が生じ、執行額が事業ごとの計画額を割り込んだ場合には、他の行政需要事業に充当できず、交付限度額どおりの交付が受けられない。

核燃料サイクル交付金交付規則第3条第3項に規定する大臣の承認が必要な地域振興計画の策定や変更について、県の裁量で策定や変更ができるよう権限を移譲する。

地域振興計画の策定・変更について、国の承認を不要とし、届出制などとする制度設計とする。

煩雑な事務手続が軽減され、使い勝手の良い制度となる。

根拠法令等

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

・本交付金に関する権限を移譲することは、本交付金の事業主体と審査主体が同一になることとなり、利益相反が生じることから不適當。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

利益相反が生じるものについてはやむを得ないが、入札減少金の発生により、執行額が事業ごとの計画額を割り込む場合には、交付金対象事業の内、別の事業に充当できるようにするなど、弾力的な活用が可能となるよう、引き続き、制度の改善・拡充について検討いただきたい。

全国知事会からの意見

・電源三法等による交付金制度や特例措置については、関係地方公共団体の自主的、弾力的な活用が可能となるよう制度の改善・拡充を図るべきである。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

本交付金は、補助金適正化法の適用を受ける交付金であり、交付申請内容と異なる事業への充当は不適當。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

記載なし

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 最終的な調整結果

管理番号	496	提案区分	A 権限移譲	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	産業財産権に関する確認事務(中小企業に対する特許料軽減申請の受付と確認書受付)の都道府県への権限移譲				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省	経済産業省				

求める措置の具体的内容

特許料又は審査請求料の軽減措置を受けようとする一定要件に該当する中小企業や公設試験研究機関(地方公共団体に設置される機関)からの事前相談の対応をはじめ、提出された軽減申請の内容(要件)について確認(不備がある場合の訂正等の対応を含む)、申請者への軽減対象者である旨の確認書の交付

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

当該事務は、「産業技術力の強化を図る」という趣旨のもと定められているが、産業技術力の強化は地域ごとに図るべきものであることから考えると、本県での特許料の納付猶予等の事務についても、地域の財力等に応じた事務を行った方が、事務の効率化が図られ、かつ、相談等に係る移動時間の短縮につながるものとする。

根拠法令等

産業競争力強化法第75条

産業技術力強化法第17、18条

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

守秘義務及び他の出願人との公平性等の担保(出願人になり得る機関が出願公開前の未公開情報等を用いて当該事務を行うこととなるため)が困難である。
さらに、産業技術力強化法の軽減措置において地方自治体は当該事務の申請者になり得るものでもあり、利益相反の観点からも地方自治体に当該事務を委譲することは困難である。
また、地域の独自性を踏まえた当該軽減措置以外の更なる支援(知的財産権に関する補助制度等)を実施することは可能であり、既に実施している地方自治体も存在している。
なお、特許料等の軽減措置に関する事前相談については、各都道府県に設置している知財総合支援窓口において実施している。
知財支援総合窓口一覧(http://www.jpo.go.jp/torikumi/chushou/chizai_mado.htm)

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

地方公務員には地方公務員法による守秘義務が課せられており、公平性の担保に支障はない。
地方自治体の申請については、国又は第三者がチェック等を行えば良いと考える。
特許料軽減申請の受付及び確認書受付等の事務を、地域に身近な都道府県が実施することで、申請者の利便性が向上する。

全国知事会からの意見

・関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実験による検討を求める。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

・産業競争力強化法第75条を根拠法令として権限委譲の提案がなされている確認書の交付事務は、産業競争力強化法に基づく軽減措置では、確認書の提出を要件としていないため、交付事務は存在しない。
・産業技術力強化法17条、18条を根拠法令とする軽減措置については、確認する要件の中に、公開前の出願の内容に関わる情報も含まれる。当該措置は地方自治体も申請者になり得るものであるが、申請者になり得る者が個別企業の公開前の発明情報に接することは、公平性、利益相反及び保秘等の観点から適当ではなく、例えば企業情報の漏えい・二次利用、申請企業に対する不公正な取扱い等の問題も生じ得ると考えられる。このため、地方自治体に当該事務を移譲することは、困難である。
・なお、神奈川県の実情が、存在しない事務に関する要望であるため、要望事項の内容、趣旨、背景等について必ずしも正確に把握できておらず、改めて確認する必要があるものと思われる。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

記載なし

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 最終的な調整結果

管理番号	495	提案区分	A 権限移譲	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	産業財産権に関する相談事務(知的財産権に関する相談受付、説明会)の都道府県への権限移譲				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省	経済産業省				

求める措置の具体的内容

特許等の手続全般や活用についての相談受付支援、説明会の開催等
(相談業務については、未公開情報(出願公開前情報等)を用いた相談対応や、産業財産権申請を円滑に行うための申請書類の確認などを含む)

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

当該相談事務は、弁理士等による産業財産権に係る一般的な相談とは異なり、特許庁で行う方式審査に向けた相談業務を行っており、相談業務に際して未公開情報を用いる場合があるため、特許の出願を行うこともある都道府県が同様の業務を行うことは公平性の確保に著しい支障があるとの懸念が考えられるが、未公開情報を用いた相談業務を都道府県が行ったとしてもなんら公平性を害することにはならず、むしろ、都道府県で行うことで相談者の相談等に係る移動時間の短縮につながるとともに、事務の効率化も図られると考える。

根拠法令等

知的財産推進計画

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

- ・知的財産権にかかる相談業務については、既に各都道府県の中小企業支援センター等を活用して、委託により相談業務を進めているところ(全国57個所に知財総合支援窓口を設置)。
- ・ただし、「未公開情報(出願公開前情報)を用いた相談対応」については、特許法の規定により第三者に提供できないため、相談対応することはできない。
- ・また、申請書類の確認など形式的なチェック等については、上記相談業務でも対応している。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

都道府県の中小企業支援センター等に委託している現状からも、地方が当該業務を行うことが適当であることは明らかであり、移譲を進めることにより、利用者の利便性が向上する。
「未公開情報」を用いた相談業務については、地方公務員法の守秘義務の点から公平性を害する恐れはなく、法律改正等により第三者に都道府県を含まないよう措置すべきである。

全国知事会からの意見

- ・関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実験による検討を求める。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

①知的財産にかかる相談受付業務については、地方が当該業務を独自に行うことが可能。例えば、東京都では、独自の事業として「東京都知的財産総合センター」を通し特許等の手続全般を含め知財の相談受付業務を行っているところ。

(参考)

<東京都知的財産総合センター>

<http://www.tokyo-kosha.or.jp/chizai/>

②未公開情報については、国においても相談業務に利用することができない。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

記載なし

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 最終的な調整結果

重点事項通番: 56

管理番号 366 提案区分 A 権限移譲 提案分野 産業振興

提案事項(事項名) 工場立地法第4条の2の緑地面積率等に係る地域準則の条例制定権限の町村への移譲

提案団体 広島県

制度の所管・関係府省

経済産業省

求める措置の具体的内容

工場立地法第4条の2の緑地面積率等に係る地域準則の条例制定主体への「町村」の追加を行う。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正要望の経緯・必要性】
工場立地法上の特定工場の新設等の届出に係る基準面積の条例制定については、工場立地法第4条の2第1項により都道府県が、第2項により基礎自治体である政令指定都市、市は行うことが可能であるが、町村については、法令上、権限がない。
市までは移譲済みであるところ、町村だけを除外する理由に乏しい。また町村の判断による条件の緩和により企業誘致につながるメリットもある。
なお、工場立地法の規定により、緑地面積率等に係る地域準則の策定の事務は、「都道府県の条例で定めることとされている事務」であるため、特例条例による町村への移譲はできない(県の条例でのみ定めることができる事務)。

【具体的支障事例】
本県では企業立地促進法の集積区域以外の区域や住宅地や学校のまわりに工場立地法の特定工場が立地している町村もあり、企業立地促進法による特例も適用できず、町村独自の企業誘致等の取組に支障がある状況である。

【課題の解消策】
このため、工場立地法第4条の2の緑地面積率等に係る地域準則の条例制定主体への「町村」の追加を求める。

根拠法令等

工場立地法第4条の2

工場立地法の権限移譲については、平成22年に閣議決定された「地域主権戦略大綱」に基づく「地域の自主性及び自立政を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(2次一括法)において、市まで権限を移譲する改正を行ってきたところである。「町村」については、行政規模、行政コスト、行政効率等の観点から、工場立地法上、権限を移譲することは適切ではなく、従って、本提案について対応することはできない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

地方自治法に基づき、条例を定めて市町に新設等の届出事務を移譲している中、面積要件の判断が可能になることで市町が一体的に法運用できるようになる。

同法の目的は、工場周辺地域の生活環境の保持であることから、より住民に身近な行政主体である基礎自治体に於いて、地域の実情に応じた適切な判断が出来るようにすべき。

「行政規模、行政コスト、行政効率等の観点」をもって、市には移譲適当、町村には移譲不適当とする考え方は、合理性を欠く。

当該事務処理に当たり特別な資格や知見が求められていない中では、希望する基礎自治体が処理できるようにすべき。

全国知事会からの意見

・提案団体の提案に沿って、緑地面積率等に係る地域準則の条例制定の主体に町村を追加するべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国町村会】

地域の特性を活かし、工場の立地等産業の振興に取り組む町村においては、市と遜色のない組織体制を敷くことから、必ずしも行政規模等の観点から、町村に権限を移譲することは適切でないとする考え方は、合理性がない。

地方創生が内閣の最重要課題となっていることから、希望する町村に権限を移譲し、地域の実情にあわせた独自の企業立地施策を展開し、雇用確保が図れるよう前向きに検討すべきである。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 聖籠町のように、県が広域的な判断で条例制定を行わず、地域の実情に合った地域準則を町村で制定する必要がある場合がある。こうした場合に対処するためにも、町村に手挙げ方式等により条例制定権限を移譲すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。

○ 聖籠町のように、対象となる工業団地はほぼ分譲済み等の理由で、企業立地促進法第10条に定める工場立地法の特例が、主務大臣の同意を得るための基準を満たさず、適用されない場合がある。こうした場合に対処するためにも、本則である工場立地法上の地域準則に係る条例制定権

各府省からの第2次回答

企業立地促進法に基づく基本計画において企業立地重点促進区域として工場団地等が位置付けられていれば、町村であっても準則策定を策定することが可能である。

企業立地重点促進区域とは、同法に基づく集積区域の区域内において、特に重点的に企業立地を図るべき区域であるが、同法における「企業立地」とは、事業者がその事業の用に供する工場又は事業場の新增設(用途変更含む。)と定義付けており、必ずしも新規立地が見込まれる区域に限定しているものではない。

このため、環境保全等に配慮した上で、地域が増設等を特に推進するなど集積区域よりもさらに集中的に政策資源の投入を行うことが適当と考える区域であれば、当該区域を企業立地重点促進区域として設定する

ことは、現行法の運用においても対応可能であるため、対応できない。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

記載なし

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 最終的な調整結果

重点事項通番: 56

管理番号 715 提案区分 A 権限移譲 提案分野 産業振興

提案事項(事項名) 工場立地法第4条の2の緑地面積率等に係る地域準則の条例制定権限の希望町村への移譲

提案団体 聖籠町

制度の所管・関係府省

経済産業省

求める措置の具体的内容

工場立地法に規定する緑地面積率等の規制緩和に関する地域準則の制定権限を、都道府県から希望する町村に移譲する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】当町に唯一存在する工業団地「新潟東港工業地帯」は概ね分譲済みであり、隣接地に事業用地を求めることが困難な状況。今後同工業団地において更なる事業拡大を望む特定工場に対する行政側の支援策としては、緑地面積率の緩和による支援が考えられるが、工場立地法の地域準則制定に係る事務権限は都道府県が有しているため、町村における準則制定はできない。

緑地面積率については、企業立地促進法第10条の規定により特例措置を実施する手法もあるが、同法の実施要領においては、第10条に規定する工場立地法の特例措置が実施された場合、相当程度の効果が見込まれるものとされている。しかし、今後同工業団地の拡張計画はないため、今後見込まれる投資は、既立地企業の同一敷地内での事業拡大に伴う設備投資が主となることが想定でき、相当程度の企業立地や雇用拡大を伴うものではないと考える。以上のことから、同工業団地を企業立地基本計画上の重点促進区域に指定し、緑地面積率の緩和を図ることは不相当であると考え。

【制度の必要性】今後の産業振興・企業立地支援施策として工場立地法の緑地面積率等に関する特例を実施する際は、企業立地促進法よりも、環境保全を図りつつ適正に工場立地が行われるようにすることを目的とする工場立地法の主旨のもと、工場立地法における地域準則の制定による特例措置を行うことが適当と考える。

また、移譲が実現した際には、環境保全を図りつつ周囲の環境と調和の取れる範囲で積極的な企業支援施策を図ることで、より地域の自主性を発揮することができる。

根拠法令等

工場立地法第4条の2

工場立地法の権限移譲については、平成22年に閣議決定された「地域主権戦略大綱」に基づく「地域の自主性及び自立政を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(2次一括法)において、市まで権限を移譲する改正を行ってきたところである。「町村」については、行政規模、行政コスト、行政効率等の観点から、工場立地法上、権限を移譲することは適切ではなく、従って、本提案について対応することはできない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

当町においては、工場立地法における特定工場が約30社立地している。特定工場と同等の数値ではないが、平成24年工業統計調査における事業所数をみると、既に地域準則を制定している市のうち、北海道江別市、愛知県知多市、島根県安来市などが当町の事業所数と類似しており、「町村」であっても「市」並みの立地件数を有していると言える。

当町が有する工業用地については概ね売却済みであり、現在、立地している企業が、更なる事業の拡大や施設の更新・立て替え等を行う場合には、隣接地に事業用地を求めることは困難な状況。このため、自社所有敷地内での施設整備等を検討する際には、緑地面積率等の規制により、企業の新たな設備投資に対する阻害の要因となる恐れがある。

当町としては、同工業団地への企業立地促進を図り、雇用確保や税収増につなげていきたいと考えており、この課題を解決する施策の一つとして緑地面積率等の緩和による支援が考えられる。

しかしながら、工場立地法第4条の2に規定する緑地面積率等に関する地域準則の制定権限は都道府県が有しており、町村において準則制定ができないことから、独自の企業誘致・支援等の取り組みに支障を来す恐れがある。

積極的な企業立地施策の実施を考える「町村」においては、工場立地法第4条の2の緑地面積率等に係る地域準則の条例制定権限の移譲を受けることで、地域の実情に合わせた独自の企業立地施策が展開でき、より地域の自主性が発揮できると考えるため、同権限の移譲をお願いしたい。

なお、本提案については全町村に対しての一律の権限移譲ではなく、「手挙げ方式」により希望する町村への権限移譲を求めるものである。

全国知事会からの意見

・提案団体の提案に沿って、緑地面積率等に係る地域準則の条例制定の主体に町村を追加するべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国町村会】

地域の特性を活かし、工場の立地等産業の振興に取り組む町村においては、市と遜色のない組織体制を敷くことから、必ずしも行政規模等の観点から、町村に権限を移譲することは適切でないとする考え方は、合理性がない。

地方創生が内閣の最重要課題となっていることから、希望する町村に権限を移譲し、地域の実情にあわせた独自の企業立地施策を展開し、雇用確保が図れるよう前向きに検討すべきである。併せて、緑地等の面積規制についても緩和を図るべきである。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

- 聖籠町のように、県が広域的な判断で条例制定を行わず、地域の実情に合った地域準則を町村で制定する必要がある場合がある。こうした場合に対処するためにも、町村に手挙げ方式等により条例制定権限を移譲すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。
- 聖籠町のように、対象となる工業団地はほぼ分譲済み等の理由で、企業立地促進法第10条に定める工場立地法の特例が、主務大臣の同意を得るための基準を満たさず、適用されない場合がある。こうした場合に対処するためにも、本則である工場立地法上の地域準則に係る条例制定権

企業立地促進法に基づく基本計画において企業立地重点促進区域として工場団地等が位置付けられていれば、町村であっても準則策定を策定することが可能である。

企業立地重点促進区域とは、同法に基づく集積区域の区域内において、特に重点的に企業立地を図るべき区域であるが、同法における「企業立地」とは、事業者がその事業の用に供する工場又は事業場の新增設（用途変更含む。）と定義付けており、必ずしも新規立地が見込まれる区域に限定しているものではない。

このため、環境保全等に配慮した上で、地域が増設等を特に推進するなど集積区域よりもさらに集中的に政策資源の投入を行うことが適当と考える区域であれば、当該区域を企業立地重点促進区域として設定することは、現行法の運用においても対応可能であるため、対応できない。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針（平成27年1月30日閣議決定）記載内容

記載なし

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 最終的な調整結果

重点事項通番: 56

管理番号 963 提案区分 A 権限移譲 提案分野 産業振興

提案事項(事項名) 工場立地法第4条の2の緑地面積率等に係る地域準則の条例制定権限の町村への移譲

提案団体 中国地方知事会

制度の所管・関係府省 経済産業省

求める措置の具体的内容

工場立地法第4条の2の緑地面積率等に係る地域準則の条例制定主体への「町村」の追加を行う。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正要望の経緯・必要性】
工場立地法上の特定工場の新設等の届出に係る基準面積の条例制定については、工場立地法第4条の2第1項により都道府県が、第2項により基礎自治体である政令指定都市、市は行うことが可能であるが、町村については、法令上、権限がない。
市までは移譲済みであるところ、町村だけを除外する理由に乏しい。また町村の判断による条件の緩和により企業誘致につながるメリットもある。
なお、工場立地法の規定により、緑地面積率等に係る地域準則の策定の事務は、「都道府県の条例で定めることとされている事務」であるため、特例条例による町村への移譲はできない(県の条例でのみ定めることができる事務)。

【具体的支障事例】
本県では企業立地促進法の集積区域以外の区域や住宅地や学校のまわりに工場立地法の特定工場が立地している町村もあり、企業立地促進法による特例も適用できず、町村独自の企業誘致等の取組に支障がある状況である。

【課題の解消策】
このため、工場立地法第4条の2の緑地面積率等に係る地域準則の条例制定主体への「町村」の追加を求める。

根拠法令等

工場立地法第4条の2

工場立地法の権限移譲については、平成22年に閣議決定された「地域主権戦略大綱」に基づく「地域の自主性及び自立政を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(2次一括法)において、市まで権限を移譲する改正を行ってきたところである。「町村」については、行政規模、行政コスト、行政効率等の観点から、工場立地法上、権限を移譲することは適切ではなく、従って、本提案について対応することはできない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

地方自治法に基づき、条例を定めて市町に新設等の届出事務を移譲している中、面積要件の判断が可能になることで市町が一体的に法運用できるようになる。

同法の目的は、工場周辺地域の生活環境の保持であることから、より住民に身近な行政主体である基礎自治体に於いて、地域の実情に応じた適切な判断が出来るようにすべき。

「行政規模、行政コスト、行政効率等の観点」をもって、市には移譲適当、町村には移譲不適当とする考え方は、合理性を欠く。

当該事務処理に当たり特別な資格や知見が求められていない中では、希望する基礎自治体が処理できるようにすべき。

全国知事会からの意見

・提案団体の提案に沿って、緑地面積率等に係る地域準則の条例制定の主体に町村を追加するべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国町村会】

地域の特性を活かし、工場の立地等産業の振興に取り組む町村においては、市と遜色のない組織体制を敷くことから、必ずしも行政規模等の観点から、町村に権限を移譲することは適切でないとする考え方は、合理性がない。

地方創生が内閣の最重要課題となっていることから、希望する町村に権限を移譲し、地域の実情にあわせた独自の企業立地施策を展開し、雇用確保が図れるよう前向きに検討すべきである。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 聖籠町のように、県が広域的な判断で条例制定を行わず、地域の実情に合った地域準則を町村で制定する必要がある場合がある。こうした場合に対処するためにも、町村に手挙げ方式等により条例制定権限を移譲すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。

○ 聖籠町のように、対象となる工業団地はほぼ分譲済み等の理由で、企業立地促進法第10条に定める工場立地法の特例が、主務大臣の同意を得るための基準を満たさず、適用されない場合がある。こうした場合に対処するためにも、本則である工場立地法上の地域準則に係る条例制定権

各府省からの第2次回答

企業立地促進法に基づく基本計画において企業立地重点促進区域として工場団地等が位置付けられていれば、町村であっても準則策定を策定することが可能である。

企業立地重点促進区域とは、同法に基づく集積区域の区域内において、特に重点的に企業立地を図るべき区域であるが、同法における「企業立地」とは、事業者がその事業の用に供する工場又は事業場の新增設(用途変更含む。)と定義付けており、必ずしも新規立地が見込まれる区域に限定しているものではない。

このため、環境保全等に配慮した上で、地域が増設等を特に推進するなど集積区域よりもさらに集中的に政策資源の投入を行うことが適当と考える区域であれば、当該区域を企業立地重点促進区域として設定する

ことは、現行法の運用においても対応可能であるため、対応できない。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

記載なし

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 最終的な調整結果

重点事項通番: 57

管理番号	857	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	工場立地法に基づく緑地面積に係る変更届出に関する規制緩和				
提案団体	愛媛県				
制度の所管・関係府省	経済産業省				

求める措置の具体的内容

一定面積以上の緑地を整備している場合であって、緑地の移設(新たな設備投資に伴う緑地の削減も含む。)に伴う緑地面積の減少が一定割合以下である場合(周辺地域の生活環境の保持に支障を及ぼすおそれがない場合に限る。)は、軽微な変更該当するものとして変更届出の対象から除外する。
なお、緑地整備の適切な推進を図り、周辺地域の生活環境を保持する観点から、既整備緑地面積の大きさ要件、減少面積率の要件については、都市計画法上の用途地域等に照らし、地域区分ごとに設定する(国の助言に基づき、県又は市が独自に設定できるようにする)。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

工場立地法では一定規模以上の工場に対して、敷地面積に対して国が定める比率(県又は市が別途定める場合はその比率)以上の緑地を整備することが義務付けられており、現在、軽微な変更にあたるものとして、変更届出の対象から除外されているのは次の場合のみである。
①周辺地域の生活環境の保持に支障を及ぼすおそれがない場合であって、緑地の移設により緑地面積が減少しない場合、
②保安上その他やむを得ない事由により速やかに削減する必要がある場合であって、減少する緑地面積が10㎡以下の場合
本法の規制趣旨が地域の生活環境との調和であることを踏まえると、大規模な緑地が整備されている工場や周辺に住居がない森林に囲まれた工場などに対しても一律に取り扱う現在の規定は過剰な規制となっている。
工場立地法に基づく特定工場を設置する企業に対し、事務手続きを簡素化することによって新たな設備投資の円滑化を図ることができる。
また、同時に行政の事務コストを削減することができる。
(具体的事例は別紙のとおり)

根拠法令等

工場立地法第8条第1項、同法施行規則第9条

工場立地法は立地段階の入口規制であることから、保安上その他やむを得ない場合を除き、生産施設、環境施設面積等の状況を把握するための届出は必要不可欠である。大規模な緑地が整備されている工場であっても、それがどのように変更され、準則に合致しているのかどうかについて審査をする必要があるため届出は必要。また、周辺に住居がない森林に囲まれた工場であったとしても、周辺の状況は日々変わっていくものであり、届出不用の判断基準にはなじまない。従って、本提案について対応することはできない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

工場立地法は、工場立地と地域の生活環境との調和を実現し、工場立地の適正化を推進することを目的とするものであり、監督上、生産施設、環境施設面積等の状況を把握することは重要であると考え。しかしながら、変更の内容から周辺環境に与える影響が小さいものについては、事前の届出により準則への適合性の審査をする必要性が低く(準則に適合していることが前提)、当該特定工場の状況の変遷については、次回の変更届出の際に併せて届出が省略された変更内容を届出させ、事後的に把握することで足りるものとする。

緑地面積率については、自治体(県又は市)が都市計画上の用途地域等の地域環境に照らし独自の緑地面積率を定めることが可能となっているが、これは工場が整備すべき緑地の程度は、立地する地域の環境によりその必要性の程度は異なるものであり、工場やその周辺状況の実態をより把握している自治体の判断が必要になるとの考えから措置されたものである。

本提案の趣旨は、現行では工場の周辺状況にかかわらず一律に「緑地減少面積10㎡以下」であることが届出不要の判断基準とされていることから、変更届出を不要とする判断基準についてもこれと同様に、国が示す基準の範囲において自治体が柔軟に設定できるようにし、設備投資の円滑化と周辺の生活環境保持とのバランスを図ろうとするものである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 9月19日(金)のヒアリングで「提案について、適切に緑地面積に係る地域準則を定めることで対応すべき」との話があったが、たとえ緑地面積率に柔軟性を持たせた地域準則を定めたとしても、現行法では10㎡以上変更があれば届出が必要になるため、提案への対応に当たって、別個の論点として検討していただきたい。

○ 9月19日(金)のヒアリングで言及したとおり、例えば愛媛県の事例によれば、平成24年度以降に緑地の減少に係る変更届出が21件あり、そのうち19件の緑地減少割合が1%前後であった。

近隣に住居がない

各府省からの第2次回答

回答区分 E 提案の実現に向けて対応を検討

工場立地法に基づく緑地面積に係る変更届出の対象拡大については、具体的な支障事例等の確認等を行い、適切な対応を行う。

現時点においては、どのような対応をすることが適当であるかどうかについて把握をしていないため、取り急ぎ、提案者である愛媛県と協議を開始することとしたい。

なお、具体的な支障事例を確認した上で届出不用要件としての合理性、法目的との整合性からみて対象拡大できることが確認できた場合には、産業構造審議会地域経済産業分科会工場立地法検討小委員会の審議等必要なプロセスを経た上でその実現を図ることとしたい。

6【経済産業省】

(5)工場立地法(昭34法24)

緑地面積の減少に係る軽微な変更(施行規則9条6号)の範囲については、規制の基準の在り方や具体的な支障事例を踏まえた上で検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 最終的な調整結果

管理番号	374	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	農村地域工業等導入促進法の適用人口要件の緩和				
提案団体	九州地方知事会				
制度の所管・関係府省	農林水産省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省				

求める措置の具体的内容

人口20万人以上の市は農村地域工業等導入促進法の農村地域に該当しないとして適用から除外されるが、市町村合併によって人口が20万人以上となった市については、合併前の市の人口をもって農工法の対象とするように適用要件を緩和すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障】企業誘致は地域経済の振興、雇用創出効果が期待できる即効性の高い施策であり、地方への企業誘致を進めるには、その受け皿となる工業団地の整備は不可欠なものとなっている。提案県にあるA市は、農村地域工業等導入促進法の農村地域として工業団地を整備し企業誘致を進めてきたが、平成17年に周辺町村(農村地域)との合併によって市の人口が20万人以上となったため農工法の適用要件から除外されることになった。しかし、合併によって人口規模が増加しても、A市の財政力指数が高くなるものではなく、農業振興地域、山村振興地域、過疎地域を有し、工業等の導入による雇用創出が必要な農村地域であるという実態は何ら変わりはないことから、地域振興に支障が生じている。

【改正の必要性】農業と工業等の均衡ある発展を図るために、例えば市の人口規模は合併前の旧市町村単位で適用する(過疎法では、市町村合併に伴い人口が増加した自治体においても、合併前の旧市町村単位で適用を判断している)など、人口要件を緩和すること。

根拠法令等

農村地域工業等導入促進法第2条第1項本文カッコ書き
同法施行令第3条第4号ア

1 農村地域工業等導入促進法の対象となる「農村地域」については、農業者の就業機会が得られにくい地域について、特に工業などの導入促進を図るという法の趣旨に鑑み、

- ・ 一定の財政力を有しており、相対的に国の財政支援を行う必要性が低い地域
- ・ 既に工業などの集積が進み、農業者にとっても就業機会がある程度確保されている市

については、法の対象地域から外すこととしたものである。

2 このような観点から、同法においては、原則として、人口10万人以下の市町村の全区域を対象としているところ。加えて、人口10万人から20万人までの地域については、人口増加率又は製造業等の就業者率が全国平均値よりも低い地域を例外的に対象地域に追加しているところである。

3 同法においては、市町村の全区域を対象としているところ、御指摘の「市の人口規模は合併前の旧市町村単位で適用する」とこととした場合、市として既に一定の財政力を有していると考えられる区域までが同法の適用を受けることとなり、こうしたことは、条件が不利な農村地域に工業等を誘導するという法の趣旨からみて適切ではないと考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

提案県にあるA市は、市町村合併前には「農村地域」として工業などの導入促進を図ろうとしている区域であって、このA市と、同じく「農村地域」である町、村との合併によって人口20万人以上となったものである。よって20万人以上の実態は法の対象たる各「農村地域」の人口が合わさった結果にすぎない。

A市の財政力が合併により下がっていることは財政力指数の推移が示すとおりであり、また、合併前と同様に、人口増加率、製造業等の就業者率とも全国平均値よりも低く、それぞれの数値は合併前に比べ落ちている状態を示している。

法の趣旨は農業者の就業機会が得られにくい地域について特に工業などの導入促進を図ることにある。A市のように「農村地域」と「農村地域」との合併による区域を単に人口要件を満たさなくなったとして法の対象外とするのではなく、それぞれの合併前の人口規模で法の適用を判断するなどの要件を緩和し、農村地域における農業と工業等の均衡ある発展を図っていくことが、「条件が不利な農村地域に工業等を誘導する」という法の趣旨に合致するものであると考える。

各府省からの第2次回答

平成の大合併は、人口減少・少子高齢化等の社会経済情勢の変化や地方分権の担い手となる基礎自治体にふさわしい行財政基盤の確立を目的として、平成11年以来、全国的に市町村合併が積極的に推進されてきたところ、こうした趣旨に沿って、A市においても、周辺町村と合併したものの思料。

財政力指数は、農工法においては客観的な指標となっているわけではないが、ご指摘の通りA市の財政力指数は悪化傾向にある一方で、旧A市と合併した旧市町村の合併前の財政力指数は改善しており、上記合併の趣旨が達成されているものと資料。

農工法においては、

- ・ 原則として10万人以下の市町村の全区域を対象とするとともに、
- ・ 人口10万人から20万人までの市町村については、例外的に人口増加率、製造業等の就業者率を基準として法の適用の可否を判断しているところ。

このため、合併により20万人を超えたという事実のみをもって、法の対象から外れたと解釈するのではなく、今般の事案においては、A市のように、例外としての取扱いが無くなると解釈するべきである。

また、実施計画の策定主体が都道府県又は市町村となっているように、農業と工業の均衡ある発展は市町

村内の一定の地域ではなく、土地利用のあり方等を勘案し、当該地方公共団体全体で考えるべきものである。以上により、要件の緩和は困難である。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

6【経済産業省】

(7)農村地域工業等導入促進法(昭46法112)(厚生労働省、農林水産省及び国土交通省と共管)
(ii)農村地域工業等導入促進法については、農村において雇用の確保等により所得を向上させるため、制度の活用が一層促進されるよう農村地域(2条1項)に係る人口要件(施行令3条)の緩和を含めて見直しを検討し、平成27年中に一定の結論を得る。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 最終的な調整結果

管理番号 提案区分 提案分野

提案事項
(事項名)

提案団体

制度の所管・関係府省

求める措置の具体的内容

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】
次世代成長産業の育成・振興施策、地域産業の振興については、一定の集積地域が存在する地点を中核として実施する必要があることから、全国的な視点が必要であるとしても、地方が実施することが必要である。よって、産業クラスター集積促進の事業については、自由度を高めて都道府県に移譲すべきである。

根拠法令等

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

国の経済成長に資すると期待される新産業が急激に変化している中で、その時々に応じて我が国の産業競争力強化に資する広域的な取組を全国的な視点から国が判断して、限られた財源の中で集中的に支援していく必要がある。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

産業クラスターへの支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する産業クラスターの支援に係る事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。

全国的な視点が必要である点に関しては、採択の基準を明確にされれば全国的視点による採択が困難になることはなく、本事業の目的を逸脱することはないと思われる。

全国知事会からの意見

・産業クラスターへの支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する産業クラスターの支援に係る事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】
提案団体の意見を十分に尊重されたい。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

本事業は、昨年度、各都道府県の参加のもと地域ブロックごとに設置された地方産業競争力協議会で決定された地域の戦略産業分野を対象とし、経済活動の実態に応じて、行政区域に留まらない産学官金等の多様な主体のネットワークを形成することにより、地域が有する多様な強みや特徴、潜在力等を積極的に活用し、各地域に新たな成長産業群の創出・育成することを目指す事業であるため、広域的立場で国が事業を実施する必要がある。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

記載なし

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 最終的な調整結果

管理番号 提案区分 提案分野

提案事項
(事項名)

提案団体

制度の所管・関係府省

求める措置の具体的内容

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】

企業立地促進に関する事務については、国際競争力を有する企業を中核として産学官連携による産業集積の形成及び活性化に向けた取組を行っており、全国的な視点があるとしても、地域の強みを活かすことにより当該地域から我が国全体の産業競争力強化に資する産業発展が期待できることから、自由度を高めて、都道府県に企業立地促進に関する補助金(対内投資等地域活性化立地推進事業費補助金)等の権限移譲及びそれに伴う財源の交付をすべき。

根拠法令等

企業立地促進法に基づく国の補助金制度は、基本計画に基づく地方自治体等の取組みを支援することにより、国全体の産業の国際競争力を強化し、もって地域経済の活性化を図ることを目的としている。基本計画に基づく取組みは単一の都道府県に限らず、企業立地促進法に基づく補助金制度も我が国の産業競争力強化を図るため、全国的な視点のもとで採択を行っていることから、都道府県に一律に補助金の財源を移譲した場合、その目的達成上支障が生じるおそれがあるため、従来の制度のまま維持することが必要。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

企業立地促進への支援は、都道府県が主体となって、地域の実情を適切に反映する取組を行うことにより、事業の効果を上げることができるため、都道府県の自由度を高めて企業立地促進に関する補助金等の権限移譲及びそれに伴う財源の交付をすべき。

全国知事会からの意見

・企業立地促進への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する企業立地促進に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

市町村への交付分については、国の関与とは別に、都道府県の関与が新たに加わることや、申請等に係る事務手続きの増加等への懸念もあることから、慎重に検討を行うべきである。

本補助制度は、我が国全体の産業競争力強化に資する成長分野に属する新規創業・新分野進出事業者の効果的な支援につながる施設や、都道府県をまたぐような広域的な利用が見込まれる機器の整備を支援対象としており、その補助金交付先の決定に当たっては全国的な視点が必要不可欠であることから、都道府県へ一律に権限・財源移譲することは困難と考えられる。また、本補助制度は、企業立地促進法に基づき都道府県及び市町村が策定した「基本計画」に基づく事業を支援対象としており、既に地域の実情が適切に反映される仕組みとなっている。26年度予算に係る本事業の採択は既に終了しているが、27年度予算において引き続き本事業と同様の制度が認められる場合は、補助金交付先の審査において関係自治体の意見を踏まえることを公募要領に明記するなど、関係自治体との連携が今以上に強化される仕組みとなるよう検討する。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

4【経済産業省】

(16)企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平19法40)法5条5項に基づき同意された基本計画に基づく事業に係る施設等整備に対する補助については、国と都道府県の連携強化を図るため、採択に当たって関係地方公共団体の意見を踏まえることを公募要領に明記するなど、地方公共団体との連携がより強化される仕組みを構築する。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 最終的な調整結果

管理番号	469	提案区分	A 権限移譲	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	産業クラスターの支援に関する事務の都道府県への権限移譲				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省	経済産業省				

求める措置の具体的内容

企業や大学等への訪問等により、産業実態、ニーズ、課題等の情報収集・分析を行い、国際競争力強化や成長産業創出等のための地域の成長ビジョンの提示
地域の強みを幅広く結集するために、県境やブロックを超え、より強みと強みが結びつく産学官(含自治体)等のコーディネート
補助事業の交付決定及び確定手続き
採択事業の進捗管理及び指導、助言、協力 等

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

現在、経済産業局で行っている産業クラスターに係る事務を都道府県に移譲する。
「地域新成長産業創出促進事業費補助金」など産業クラスターに係る補助金の執行、フォローアップ及び成果普及業務を都道府県に移譲。
* 従前のスキームで国庫補助金とし、間接補助先を都道府県とすることを想定している。
* 地域の実情に応じた弾力的運用ができる補助率の設定をしてほしい。(現行:国2/3 ⇒ 例:国2/3、都道府県 1/3以内など)
産学公連携については、地方でも行っているところである。地方で実施している施策との乖離や補助の重複などが生じる可能性がある。
都道府県において実施することで、地域の特性や既に実施している産業活性化施策との整合性を図ることができる。
補助金については、移譲を行うことで、従前から都道府県で実施している施策との整合性を図り、より効果のある支援策として展開することが可能と考える。
事業主が相談や申請等の手続きをする際の移動時間の短縮に繋がるとともに、さらにきめ細かいフォローアップなども可能と考える。

根拠法令等

産業クラスター計画

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

国の経済成長に資すると期待される新産業が急激に変化している中で、その時々に応じて我が国の産業競争力強化に資する広域的な取組を全国的な視点から国が判断して、限られた財源の中で集中的に支援していく必要がある。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

都道府県において地域経済の活性化を図る様々な新産業振興施策を実施しており、これらの事務を都道府県で行う方が、「全国的視点」により全国画一的に国が事業を行うよりも、地域の企業や大学等を把握し、産業実態、ニーズ、課題等について熟知しているため、地域の実情に応じた精緻な分析ができ、的確な事業執行、補助金執行業務ができると思う。

特に企業支援については国の対象企業との重複が考えられることから、都道府県が一体的に実施すべきと考え、これにより限られた財源の有効活用が図られる。

なお、移譲までの間は、新産業振興施策を効果的に進める観点から、補助事業における対象企業の採択等に関する事務に都道府県が関与する仕組みを設けるべきである。

全国知事会からの意見

・産業クラスターへの支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する産業クラスターの支援に係る事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

市町村への交付分については、国の関与とは別に、都道府県の関与が新たに加わることや、申請等に係る事務手続きの増加等への懸念もあることから、慎重に検討を行うべきである。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

本事業は、昨年度、各都道府県の参加のもと地域ブロックごとに設置された地方産業競争力協議会で決定された地域の戦略産業分野を対象とし、経済活動の実態に応じて、行政区域に留まらない産学官金等の多様な主体のネットワークを形成することにより、地域が有する多様な強みや特徴、潜在力等を積極的に活用し、各地域に新たな成長産業群の創出・育成することを目指す事業であるため、広域的立場で国が事業を実施する必要がある。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

記載なし

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 最終的な調整結果

管理番号	939	提案区分	A 権限移譲	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	ベンチャー支援に関する事務の都道府県への権限移譲				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省	経済産業省				

求める措置の具体的内容

地域での独自の産業クラスター形成に向けた取組に対して、地域からの求めに応じたアドバイス等(県境を超えてクラスターを形成にも対応。また、全国的視野で形成を推進していく必要がある先導的クラスターについては、国際競争力等の観点から国が主導)
補助事業の交付決定及び確定手続き
採択事業の進捗管理及び指導、助言、協力 等

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

現在、経済産業局で行っているベンチャー支援に係る事務を都道府県に移譲する。
「地域新成長産業創出促進事業費補助金」などベンチャー支援に係る補助金の執行、フォローアップ及び成果普及業務を都道府県に移譲。
* 従前のスキームで国庫補助金とし、間接補助先を都道府県とすることを想定している。
* 地域の実情に応じた弾力的運用ができる補助率の設定をしてほしい。(現行:国2/3 ⇒ 例:国2/3、都道府県 1/3以内など)
新産業ベンチャーへの支援については、地方でも行っているところである。地方で実施している施策との乖離や補助の重複などが生じる可能性がある。
都道府県において実施することで、地域の特性や既に実施している産業活性化施策との整合性を図ることができる。
補助金については、移譲を行うことで、従前から都道府県で実施している施策との整合性を図り、より効果のある支援策として展開することが可能と考える。
事業主が相談や申請等の手続きをする際の移動時間の短縮に繋がるとともに、さらにきめ細かいフォローアップなども可能と考える。

根拠法令等

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第25条

国の経済成長に資すると期待される新産業が急激に変化している中で、その時々に応じて我が国の産業競争力強化に資する広域的な取組を全国的な視点から国が判断して、限られた財源の中で集中的に支援していく必要がある。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

都道府県においては、地域経済の活性化を図る様々なベンチャー支援施策を実施しており、これらの事務を都道府県で行う方が、国がこの事務を「全国的視点」により全国画一的に国が事業を行うより地域の求めに応じた的確な支援を行うことができる。

支援対象についても、国と都道府県との重複が考えられることから、都道府県が一体的に実施すべきと考える。

また、移譲までの間は、ベンチャー支援施策を効果的に進める観点から、対象企業の採択等に関する事務に本県が関与する仕組みをご検討いただきたい。

なお、本県では、国の成長分野として示された「ライフサイエンス」「環境」等の新産業分野を中心にベンチャーの起業や事業化に係る支援を行っている。

〈主なベンチャー支援事業の実績〉

○新産業ベンチャー企業化支援事業(H17～H25)

支援企業73社 成果[会社設立18社、商品化24社、特許出願45社、大手企業との提携等2社、VC等からの出資22社、試作品完成50社]

○エネルギー関連等ベンチャー事業化促進事業(H24・25)

支援企業11社 成果[商品完成3社、製品完成3社、試作品完成5社]

全国知事会からの意見

・ベンチャー企業への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施するベンチャー企業への支援に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

市町村への交付分については、国の関与とは別に、都道府県の関与が新たに加わることや、申請等に係る事務手続きの増加等への懸念もあることから、慎重に検討を行うべきである。

本事業は、昨年度、各都道府県の参加のもと地域ブロックごとに設置された地方産業競争力協議会で決定された地域の戦略産業分野を対象とし、経済活動の実態に応じて、行政区域に留まらない産学官金等の多様な主体のネットワークを形成することにより、地域が有する多様な強みや特徴、潜在力等を積極的に活用し、各地域に新たな成長産業群の創出・育成することを目指す事業であるため、広域的立場で国が事業を実施する必要がある。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

記載なし